# 平成23年予算審査特別委員会会議録(第1日目)

### 平成23年3月15日(火曜日)

午前10時07分開議

午後 4時55分閉議

#### 本日の会議事件

### 開議宣告

### 会議録署名委員の指名

#### 総括質問

議案第 5号 平成23年度士別市一般会計予算

議案第 6号 平成23年度士別市診療施設特別会計予算

議案第 7号 平成23年度士別市国民健康保険事業特別会計予算

議案第 8号 平成23年度士別市後期高齢者医療特別会計予算

議案第 9号 平成23年度士別市介護保険事業特別会計予算

議案第10号 平成23年度士別市介護サービス事業特別会計予算

議案第11号 平成23年度士別市地方卸売市場事業特別会計予算

議案第12号 平成23年度士別市公共下水道事業特別会計予算

議案第13号 平成23年度士別市農業集落排水事業特別会計予算

議案第14号 平成23年度士別市工業用水道事業特別会計予算

議案第15号 平成23年度士別市水道事業会計予算

議案第16号 平成23年度士別市病院事業会計予算

議案第17号 士別市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 について

議案第18号 士別市職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例について

議案第19号 士別市特別会計条例の一部を改正する条例について

議案第20号 士別市介護保険総合条例の一部を改正する条例について

議案第21号 士別市朝日町老人保健センター条例の一部を改正する条例について

閉議宣告

# 出席委員(20名)

委	員	遠山	昭	=	君	委	員	+	河	剛	志	君
委	員	松ヶ平	哲	幸	君	副委員長		渡	辺	英	次	君
委	員	丹	正	臣	君	委	員	粥	Ш		章	君
委	員	出合	孝	司	君	委	員	伊	藤	隆	雄	君

委 員 谷 口 隆 德 君 委 員 国 忠 崇 史 君 小 池 浩 美 君 委 員 委 員 山田道行君 委 員 井 上 久 嗣 君 委 岡崎治夫君 員 委 田宮正秋君 員 委 員 神 田 壽 昭 君 委 員 菅 原 清一郎 君 斉 藤 昇 君 委員 長 委 岡田久俊君 員 委 員 山居忠彰君

# 事務局出席者

議長(山居忠彰君) 皆さん、おはようございます。

大変御苦労さまでございます。

予算審査特別委員会の開催前でありますが、若干のお時間をいただきますことをお許しいた だきたいと存じます。

去る11日に発生した東北地方太平洋沖地震は、巨大地震、大津波、更には原発事故など未曾有の甚大な被害をもたらしました。被災者の皆様や御家族に心からお見舞い申し上げます。士別市議会としても心を一つに、でき得る限りの支援を行いたいと思うとともに、多くの市民の尊い命が失われたことにお悔やみ申し上げ、全員で黙祷を捧げ、哀悼の意を表したいと思います。

全員、御起立願います。

黙祷を捧げます。黙祷。

(全員黙祷)

議長(山居忠彰君) 黙祷終わります。

お直りください。御着席いただきます。

続きまして、このたびの地震災害に関して牧野市長より発言がありますので、御聴取願います。

牧野市長。

市長(牧野勇司君) おはようございます。

議長よりお許しをいただきましたので、東日本大震災に関する発言をさせていただきます。 去る3月11日、観測史上最大で、世界でも最大級のマグニチュード9の規模で東日本を襲っ た巨大地震の発生から4日が過ぎようとしています。多くの被災者が発生し、安否不明者も数 万人に上るなど、その全容はいまだにつかめていません。大規模な余震も続いており、私たち はまさに未曾有の国難に直面しております。

亡くなられた方々に衷心より哀悼の意を表しますとともに、被災をされた皆様に心からお見舞いを申し上げます。今も被災地の御親族や知友人の安否を気遣う多くの市民の皆様の胸中を思いますとき、御心配ははかり知れない状況であると御推察申し上げる次第であります。

また、救援救出に当たって全力を挙げていただいている自衛隊、警察、消防、海上保安庁、そして各自治体、関係各位の身を惜しまぬ努力に心から敬意を表するところです。

今回の地震は、大きな津波を伴ったことによって大変甚大な被害を及ぼしており、政府は、 人命救助に全力を挙げるため、自衛隊の派遣体制を過去最大規模の10万人体制に増強する方針 であり、道内からも既に3,000人以上が被災地に派遣されております。緊急消防救助隊は、既 に先発隊が全国から派遣されているところですが、北海道からも第1次派遣部隊が12日に被災 地へ向け出発しております。士別地方消防事務組合も緊急消防救助隊の一員として派遣へ向け た周辺調整を図っており、総務省、消防庁からの正式要請を待って即時出動できるよう、救急 救命士や高規格救急車両派遣の態勢を整えたところであります。 現在も避難所等で多くの被災者が身を寄せ合っています。寒さが厳しい中で、食料も水も薬 も不足している状態に置かれており、今は何よりも必要な物資を被災地に送り届ける態勢を進 めていく必要があります。市といたしましては、まず、日本水道協会と連携して、非常用給水 袋1,300枚を届ける準備を行うとともに、北海道に対しても避難に活用できる市営住宅の戸数 を報告したところであります。

今後も救援物資を初め、生活物資の調達あるいは義援金などについて国や道、更には全国市 長会に設置した災害対策本部等、各関係機関との連携により迅速な対応に努めてまいらなけれ ばならないと考えております。

また、今後におきましては、被災者を受け入れる場合の体制整備を進めるため、避難住宅等の確保や児童・生徒の受け入れも視野に入れ、市内学校の状況調査を指示し、検討を開始したところであります。更に、本日、トヨタ自動車士別試験場からも市内の社宅を避難用の住宅として活用できる旨の申し出もいただいたところであります。

今、私たちは、経験したことのない歴史的な災害に遭遇し、どのように実効性のある対策を打ち出し、乗り越えていくのかが問われています。政府は、激甚災害指定を行う政令を12日に閣議決定し、復興対策のための特別措置法の制定に向け着手しました。大災害から立ち直り、復興に至る戦いが長期戦になることは間違いありません。過去の大震災では、NPOを含めたさまざまな市民活動が復興の大きな力になりました。こうした力を結集し、政府、自治体や関係機関の一丸となった努力によってしっかりと乗り越えていかなければなりません。私も地方自治体を預かる立場として、市議会の皆様とともに被災地に対して可能な限りの支援に取り組んでまいります。

以上を申し上げて、私からの発言とさせていただきます。ありがとうございました。

議長(山居忠彰君) 以上をもちまして、このたびの東北地方太平洋沖地震によりお亡くなりに なられました方々に対する追悼及び牧野市長からの発言を終わります。

引き続き、斉藤予算審査特別委員長と交代いたします。

### (午前10時07分開議)

委員長(斉藤 昇君) 予算審査特別委員会が招集されましたところ、ただいまの出席委員は全員であります。これより本日の委員会を開きます。

委員長(斉藤 昇君) ここで本日の会議録署名委員を指名いたします。 丹 正臣委員、粥川 章委員を指名いたします。

委員長(斉藤 昇君) それでは、付託案件の審査に入る前に、委員会の進め方についてお諮り いたします。初めに、付託されました平成23年度予算案と関連議案について一括して総括質問 を行い、その後、関連議案の審査を行い、次に各会計ごとに予算案の内容審査を行うことにいたしたいと思います。なお、内容の説明聴取は省略いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(斉藤 昇君) 御異議なしと認めます。

よって、委員会の進め方について、そのように決定いたしました。

更に、この際、総括質問の方法についてお諮りいたします。総括質問は、質問に立った委員の質問が全部終了するまで他の委員は発言を遠慮していただくこととし、質問に立った委員の質問を全部終わらせてから、次の委員の質問に入るという方法にいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(斉藤 昇君) 御異議なしと認めます。

よって、総括質問の方法については、そのように決定いたしました。

それでは、これより付託案件の審査に入ります。

委員長の手元まで総括質問通告書を提出された方は8名であります。あらかじめ決定しております順序に従い、総括質問を行います。

渡辺英次副委員長。

副委員長(渡辺英次君) 通告に従いまして、2点、端的に質問いたします。

まず、1点目に合併特例区事業についてであります。

合併特例区は、合併時の特例として新市町村の円滑な一体性確立のために、合併協議により合併後の一定期間、1または2以上の旧市町村の区域を単位として設けられる特別地方公共団体であるというようなことを市町村の合併の特例に関する法律、俗名、合併特例法と言われておりますが、第26条により定められております。今まで設置時、平成17年の設置時にも議会のほうで御答弁されていましたが、改めてお伺いしたいと思います。

平成17年当時、合併をした自治体では、地域自治組織を設置するに当たり、200以上の団体は地域審議会を設置し、50ぐらいの団体は地域自治区とし、そして本市や名寄市を含む残りの6つの自治体が合併特例区を設置したところでありますが、旧朝日町と士別市が合併するに当たり、合併特例区としての地域自治組織を選択したその目的を教えていただきたいと思います。委員長(斉藤 昇君) 川村地域振興課長。

地域振興課長(川村慶輔君) お答えいたします。

合併特例区の設置目的についてでありますけれども、平成17年9月、士別市と朝日町が合併し新士別市になりましたが、朝日町合併特例区は市町村の合併の特例に関する法律に基づき、合併市町村において市町村の合併後の一定期間、合併関係市町村の区域であった地域の住民の意見を反映しつつ、その区域を単位として一定の事務を処理することにより、当該事務の効果的な処理または当該地域住民の生活の利便性の向上が図られ、もって合併市町村の一体性の円

滑な確立に資すると認めるときにおいては、合併関係市町村の協議により合併特例区を設けることができると定められていることから、士別市・朝日町合併協議会の場で慎重な議論を重ねた結果、朝日町の区域を単位として平成18年3月31日から5年の間、特例区を設置することとしたところであります。

以上です。

委員長(斉藤 昇君) 渡辺委員。

副委員長(渡辺英次君) そのような目的から設置されたということでありますが、特例区を設置しまして、旧朝日町がとり行っていた事業の中で、そのまま本市が引き継いで行った事業と合併特例区の事業として分かれているところがあると思いますが、この合併特例区の事業として挙げた、この選考する基準等がございましたら、御答弁をお願いします。

委員長(斉藤 昇君) 川村地域振興課長。

地域振興課長(川村慶輔君) お答えいたします。

ただいま設置目的で御説明いたしましたとおり、合併関係市町村の区域であった地域の住民の意見を反映しつつ、その区域を単位として一定の事務を処理することにより、当該事務の効果的な処理または当該地域住民の生活の利便性の向上を図るという事務として、施設の運営管理、生活関連、地域振興、文化振興、農業振興、林業振興、そして情報提供など、7区分の事務を特例区が処理する事務として合併特例区設置規約に定めたところであります。この7区分の事務を円滑に実施するため、具体的にはパークゴルフ場運営管理、山村研修センター運営管理、町道の環境整備事務、町道等除排雪事務、地域振興イベント事務、地域振興スポーツ事務、サンライズホール自主企画事業事務、町無形文化財伝承事務、農産加工開発事務、林業振興事務及び特例区広報発行・ホームページの開設事業など、各種事業を行ってきたところであります。以上です。

委員長(斉藤 昇君) 渡辺委員。

副委員長(渡辺英次君) まさに設置目的のとおりの目的で特例区の事業として行ってきたと、 そういう御答弁であったと思います。今7区分とありましたが、実質事業数でいうと14あるの かなと思っております。

それで、特例区設置 5 カ年、17年から22年の事業予算に関してでありますが、当初8,518万2,000円、これは合併特例区事業の予算でありまして、最終22年度の予算では7,050万3,000円と1,476万5,000円縮小しておりますが、これの主な内容を御説明お願いします。

委員長(斉藤 昇君) 加藤地域振興課主幹。

地域振興課主幹(加藤浩美君) 朝日町合併特例区設置当初の平成18年度の予算と平成22年度の 予算を比較する中で御説明をさせていただきたいと思います。

平成18年度は、総額で8,518万2,000円、平成22年度では7,050万3,000円となっておりまして、 比較いたしますと1,467万9,000円の減となっているところでございます。この減となっており ます主なものは、サンライズホール自主企画事業費で558万8,000円、山村研修センター運営事 業費で519万7,000円、朝日パークゴルフ場運営事業費で348万7,000円の減となっております。

サンライズホール自主企画事業では、総務省の外郭団体であります地域創造からの補助事業の終了に伴う減、それから山村研修センター運営事業では、合宿者数の見込みの減に伴う事業費の減、朝日パークゴルフ場運営事業では、施設オープンから5年を迎え、芝が安定したことなどから芝管理等の見直しを行い事業費の減となったものでございます。

以上です。

委員長(斉藤 昇君) 渡辺委員。

副委員長(渡辺英次君) 今の答弁の中で1点確認したいんですけれども、縮小した額ですが、 1,467万5,000円と聞こえたんですが、1,476万5,000円でよろしいんでしょうか。

委員長(斉藤 昇君) 加藤主幹。

地域振興課主幹(加藤浩美君) 申しわけございません。減となった金額は1,476万5,000円でございます。

委員長(斉藤 昇君) 渡辺委員。

副委員長(渡辺英次君) 各事業を見ますと、大体推移としまして少しずつの減少傾向にあるのかなと思っているところでございます。その中で1点気になったので質問させていただきますが、岩尾内湖水まつりに関しまして、18年当時は666万2,000円の予算でありました。その後、19年から22年の4年間に限って、失礼しました、19年に600万円に減少されております。その後、22年までずっと600万円の事業予算ということでありましたが、今年度の予算を見ますと400万円ということになっておりますが、その経緯と理由等ございましたら御答弁お願いいたします。

委員長(斉藤 昇君) 壺井経済建設課主幹。

経済建設課主幹(壺井 務君) 岩尾内湖水まつりにおきましては、昭和53年から始められ、平成19年度からは600万円の市補助金で実施されております。しかし、ビッグ歌謡ショーを中心とする事業内容であるため補助金の多くが市外に流れてしまうことから、いろいろな御意見があり、事業の内容について市と朝日町観光協会で協議した経過があり、こうしたことから平成23年度予算においては、課題であったビッグ歌謡ショーに相当する200万円を減額し400万円としたところであります。

委員長(斉藤 昇君) 渡辺委員。

副委員長(渡辺英次君) 湖水まつりに関しての理由はわかりました。

それで特例区の事業としまして、やはり地域の特色を生かしたものを当初選考したという中で、全体的に減少傾向にあるという部分と、特例区、今回30日で廃止となるわけですが、その後やはり多額に、率からいうと多額に減少されたものがあるなと感じております。今後、廃止後、この14の事業に対しましてそのまま継続していく意向であるのか、また継続するに当たって予算のめどといいますか、今度は一般会計から出ることになると思うんですが、その辺の御答弁をお願いいたします。

委員長(斉藤 昇君) 川村課長。

地域振興課長(川村慶輔君) 今後の特例区事業の方向性等についてお答えしたいと思います。

特例区廃止後の特例区事業の方向性と支援策につきましては、先の菅原議員の一般質問に対しまして、合併特例区協議会の御意見や関係する団体との調整方針を尊重するとともに、検証見直しを行い、士別市民共有の事業として展開できるよう予算措置した旨、御答弁させていただいたところでございます。

特例区事業につきましては、公営住宅団地内通路除雪補助事業につきましては、公営住宅除雪組合と協議の結果、補助制度は廃止することとし、新たに空き家住宅内通路確保事業として対応を図ったほか、特例区廃止に伴い、合併特例区広報を廃止し、朝日総合支所だよりに変更及び合併特例区ホームページを市のホームページに集約するなどの見直しはあったところであります。ただ、他の事業につきましては、継続して実施することとしたところでございます。

予算のめどについてでございますが、今後におきましても、地域の活力を失わせることのないよう各事業の効果を検証見直しする中で対応してまいりたいと存じておりますけれども、今申し上げました他の事業につきましては、本年度の予算にそれぞれ継続として計上させていただいているところでございます。

以上です。

委員長(斉藤 昇君) 渡辺委員。

副委員長(渡辺英次君) 特例区廃止に当たって、私、常々思うんですが、当初やはり旧朝日町の皆さんと、あと士別市の市民がいると思うんですが、観光とかそういうイベントに関しましても、やはりそれぞれ地域の思いというのがあるのかなと思っておりまして、今後、廃止するに当たって、今の予算のことであるとか今後の見通しというのを、一応、今、ホームページとか集約し、あと支所だよりにする中で周知していくという答弁があったんですが、わかりやすい、市民が見てわかりやすいという部分と、あとやっぱり今御答弁にもありましたが、新市としての一体性という部分をすごく強調して連絡することが、今後そういう観光の部分であるとかイベントの部分で非常に大切であると思いますので、その辺をお願いいたしまして、合併特例区事業に関しての質問は終わらせていただきます。

委員長(斉藤 昇君) 川村課長。

地域振興課長(川村慶輔君) ただいま渡辺委員おっしゃるとおり、この一体性を持った事業の 展開という住民に対する周知は、大変必要なことというふうに考えておりますので、ホームページまたは広報等を通じながら、今後、特例区事業が継続される旨等について周知を図ってまいりたいというふうに思っております。

以上です。

委員長(斉藤 昇君) 渡辺委員。

副委員長(渡辺英次君) それでは、次の質問に入らせていただきたいと思います。 指定管理者制度について御質問をいたします。 前回、平成22年の決算審査特別委員会の総括質問で小池委員からも指定管理者制度について 質問があり、理事者から答弁ございましたので、重複しない点で質問いたします。

まず、本市についての指定管理者の数は12施設あるという御答弁でありました。指定管理者制度の選定方法は、公募と公募によらない選定方法がありますが、現在、本市の指定管理者につきましては、以前から管理委託制度を導入していたという理由から、指定管理者制度に移行するに当たっても、効率的かつ効果的であるという理由から、非公募であったとの答弁でありました。

そこでお伺いしたいのですが、今後、今ある直営の施設に関しまして、指定管理者制度に移 行する場合があったとき、それは公募によって選定する考えとかあるのでしょうか。

委員長(斉藤 昇君) 浅利総務課主幹。

総務課主幹(浅利知充君) お答えします。

先ほど委員のお話にもありましたように、現在、本市で指定管理を行っている施設につきましては、従前の管理委託制度から指定管理者制度に移行した施設でありますとか、公衆浴場あるいは体験工房といったような営利を目的としない施設であったために、選定に当たりましては公募が原則ということでありますが、施設の性格、規模、機能等を考慮しまして、公募によらない選定となってございます。

大都市圏と違いまして、地方の市町村では受け皿となるような事業所が少ないために、例えば士別で公募をした場合としましても、参入できますのは旭川ですとか札幌の事業者ということもなりかねないというようなこともございますし、地域限定で公募しましても、採算性のない施設では民間事業者の参入は見込めないなどの問題もありますが、集中改革プランですとか、行財政改革大綱にも民間活力の推進というものを掲げておりますので、今後に当たりましては、新たな施設を指定管理者に委託する際に、施設の性格ですとか設置目的を考慮した上で、多様な事業者が参入できる公募による選定というものも検討していく課題であると考えてございます。

以上です。

委員長(斉藤 昇君) 渡辺委員。

副委員長(渡辺英次君) 現在の施設を見ますと、やはり今御答弁の中にあったように、営利を目的としないという部分と今までのサービス内容を維持していく部分で非公募であったという部分はいたし方ないのかなと思うところはございます。ただ、やっぱり民間といいますか、一般の例えば株式であったり企業のまた特徴といいますか、そういう部分もあると考えております。

もう一点お伺いしたいんですが、指定管理者制度を今やっていらっしゃるところがありますが、そこに移行してから例えば収支が赤字になった場合、一般会計からの繰り入れがされる場合がございますが、その辺、企業との協定を締結するときに何か規約的なものといいますか、約束事があるのでしょうか。

委員長(斉藤 昇君) 浅利主幹。

総務課主幹(浅利知充君) お答えします。

本市におきましては、利用料金制度をとった場合には、徴収しました利用料金については指定管理者の収益としてございますが、その目的や性格上、利用料金だけでは採算がとれないという施設が多く、指定管理料で収支の均衡を図っているというのが実情でございます。

その中で、この指定管理料の不足というのはさまざまなケースがありまして、その都度の判断になるとは思いますが、協定の中では、管理運営上、市が負担するのか、あるいは指定管理者が負担するのかという、いわゆるリスク負担を基本的な部分について定めております。例えば、運営費の上昇ですとか施設の老朽化、指定管理者に責任のない施設・設備・物品の損傷などについては市が負担するとか、人件費あるいは物品、それらの変動については指定管理者が負担するとか、そういった基本的な項目については定めがございます。また、基本項目以外に指定管理料の額を変更するような、例えば燃料の大幅な高騰ですとか自然災害あるいはインフルエンザの流行などによる特別な事情が生じた場合には、その都度双方で協議することとなってございます。

以上です。

委員長(斉藤 昇君) 渡辺委員。

副委員長(渡辺英次君) 先ほどから私は、民間セクターといいますか、一般企業の話をさせていただいているんですが、今までの12の施設に関しましては、今話しました理由などから民間セクターの利用は少ないと、そうなると実績が検証されないわけでありまして、今後これから民間企業が施設を運営していくという制度になる可能性もあると考えているところであります。そうなったときに民間企業は、基本的に指定管理にかかわらず経営なさっている方皆さん同じだと思うんですけれども、やはり収益の拡大という部分を一番に考えて経営なさっていると考えております。そういった部分で、行政側のコストの削減にもつながると考えますし、またサービスの向上という部分で、今までの12の施設もいろいろ新たな事業を取り組んだりもしているのかとは思いますけれども、サービス内容を維持するのでは、私は指定管理に移行する理由がないのかなと思っております。そういった意味でも、民間企業、民間セクターが大きくそういう部分で市の行政コストにも最終的に貢献するのではないかと思っているんですが、その辺はどういうふうにお考えでしょうか。

委員長(斉藤 昇君) 浅利主幹。

総務課主幹(浅利知充君) この指定管理制度の活用に当たりましては、財政面での効率性というのはもちろんでございますが、ただ、安ければいいということではございませんで、福祉ですとか地域の振興にかかわる施設の管理というものも必要になってくることから、指定管理者の選考においては、効率性や収益性だけでなく公益性というものとのバランスが重要であると考えております。

ただ、施設の形態や性格によりましては、さまざまなノウハウですとかスキル、人材を持つ

民間企業、事業者が専門的な経営をするということになりますと、行政に対しても企画ですとか提案、それらをまた実施していくというような多様なサービスの提供ですとかコスト削減等が可能となるようなこともございますので、今後の指定管理に当たりましては、施設の設置目的あるいは特性、地元雇用などというものを総合的に勘案して選定に当たってまいりたいと考えてございます。

以上です。

委員長(斉藤 昇君) 渡辺委員。

副委員長(渡辺英次君) ぜひ今後そういった発想のもとで選定に当たっていただければと思います。

それで、指定管理者制度を導入する際に、仮に直営の部分が民間でやるようになりましたと、 そうなった場合に、市の職員の雇用の問題も発生すると思いますが、現段階で今までそういう 協議をなさってきたのかという部分をお聞きいたします。

委員長(斉藤 昇君) 浅利主幹。

総務課主幹(浅利知充君) 現在、指定管理制度を導入している施設につきましては、先ほどお話しさせていただいたように、管理委託からの移行とそれから新たに建設した施設でございまして、従前から施設に配置されていたという職員はいませんでしたので、そういう問題というのは発生しなかったために、今まで具体的協議については行ってはおりませんでした。

ただ、職員の職種ですとか配置転換がスムーズに行われる仕組みを初め、本人の希望によります民間事業者への身分変更などについても、今後については検討していかなければならない課題であると考えております。

以上です。

委員長(斉藤 昇君) 渡辺委員。

副委員長(渡辺英次君) 今までは、なかなか雇用問題については協議なさっていないという回答で、今後これからはあるのかなという考えでおります。指定管理制度に関しまして、全国各地で多数の施設が指定管理制度に移行しております。その中でさまざまな問題というのが上がっておりまして、大きく分けますが、公共サービスの質の部分ですね、質の評価、そしてその評価を公表しているのかという、そういう問題点が上がっているようです。そして、今言いました行政職員の雇用の問題、それと収益拡大を誘導する契約内容になっているのかと、先ほどもちょっと話しさせてもらったんですが、契約内容に例えば民間セクターでやるときに、新たな発想のもとに何か新しい事業展開したいと、そういった発想があるようなんですが、それがなかなか行政側の条例等により自由がきかないんだという、そういった内容と私は判断しております。こういうような問題が全国各地で今出ているようなんですが、今後、士別市も指定管理者制度に移行するに当たって、その辺の問題というのはどのようにとらえていらっしゃいますか。

委員長(斉藤 昇君) 浅利主幹。

総務課主幹(浅利知充君) お答えします。

指定管理者制度の導入以来5年間を経過しておりまして、全国では今7万を超える施設が指定管理者によって運営されております。その中では、委員おっしゃったことも含めまして、そのほかにも官製のワーキングプアの問題ですとか雇用不安の問題、それから安全管理の問題を初めまして医療、教育、文化など、本来行政側で責任を負わなければならない施設までもが対象となっておりますので、例えば片山総務大臣が指定管理になじまないと言及した図書館の例などもありますし、さまざまな問題が発生しております。

そこで、本市におきましては、指定管理者に対しまして事前に選定されたときに十分な事前協議を行いまして、先ほども話しました基本協定でリスクですとか責任の分担を定めておりますとともに、年度ごとに事業報告書の提出を求めまして次年度の管理運営に活用するほか、平成21年の2期目の選定の際には、各施設の3年間の事業実績などにおいても評価というものを実施してまいりました。今後におきましても、そういったことを施設の設置目的達成と、それから質の高いサービス提供につなげてまいりたいと思っております。

以上です。

委員長(斉藤 昇君) 渡辺委員。

副委員長(渡辺英次君) 私は去年から議員やらせていただいていますが、その中でもある施設に関しましては、民間にやらせたほうがいいんじゃないのかという、そういう話も多数出ていたと思います。そういうのもありまして、23年度から公共施設の見直しを行うという答弁を前回いただいております。そういう部分で、先ほど話しましたサービスの質の向上であるとか、向上するということは行政コストの削減にもつながると思っておりますので、そういったことを早期に達成させるためにも早急に動いていただきたいと考えております。一般質問の答弁でも、例えばコスモス苑であると井上議員も質問しましたが、私、昨年の9月に質問したときに、いろいろ調査をするということであったんですけれども、なかなかそれが進んでいないんじゃないのかという部分で、今7件ぐらいいろいろ調査に入っているという答弁がありましたが、やはり皆さん報道機関を通じて市民もいろいろな部分で前以上に目を光らせているといいますか、そういう部分あると思いますので、指定管理者制度にかかわる問題でもあると思っていますので、そういった部分で具体的にどのようにこの後、23年度取り組んでいくのか御答弁いただきたいと思います。

委員長(斉藤 昇君) 鈴木総務部長。

総務部長(鈴木久典君) お答えを申し上げます。

指定管理の大きな目的の一つとしては、今議論されているように行政の効率化、効果的な運営ということが一つ目的の大きなものとして挙げられようかと思います。今後もこれにあわせて地域の活性化という視点も持ちながら、この指定管理については適切に対応してまいりたいというふうに考えております。

そこで、今、指定管理の部分と今回、23年度で実施しようとしている公共施設の見直しにつ

いてのお尋ねがございました。今の行政を取り巻く環境も少子・高齢化あるいは情報化、そういった中身で大変複雑多岐にわたっているという状況があります。これまでも行財政改革の計画それから財政の健全化の計画、これらを立てながら5年間進めてきたわけですけれども、今年度もってこれらの計画が前期の計画5年間が終わるということになりますので、更に後期5年間に向けた計画を今準備をしているところであります。

この無駄のない行政運営ですとかということは、これはいつの時代においても行政としては やらなければならない課題ということにはなりますけれども、特に本市においては、今大変厳 しい財政状況の中では、こういった効率的な運営ということを努めていかなければならない状況にあるというふうに思っています。こうした状況の中で、23年度においてすべての公共施設 のあり方ということを検証していきたいというふうに考えております。その中では、まずは費用対効果を初め、施設のあり方そのものということも検証をしていきたいと思っていまして、行政として本当にやらなければならないものなのかどうか、あるいは市民の方々が本当に求めているものなのかどうか、こういったような視点も持ちながら課題を浮き彫りにしていきたいというふうに考えています。その結果として、従前どおり例えば直営でやったほうが望ましいもの、あるいは業務の中の一部を委託したほうが望ましいもの、それから指定管理に付したほうが望ましいものといういろいろな結果が出てくるというふうに思いますので、それらのことをさらに検証する中で効率的な行政運営、これを目指していきたいというふうに考えております。

以上です。

委員長(斉藤 昇君) 渡辺委員。

副委員長(渡辺英次君) これから23年度から後期5カ年に向けての計画をなさるということでありますけれども、まずやっぱり何度も言うようですけれども、市民も非常に今考え方がシビアになっているといいますか、敏感になっている時期かなと思いますので、その辺本当に御配慮いただきたいというのと、あと今回のように急な天災によっていろいろ何が起こるかわからないという部分がございますので、その辺も含めまして本当に市民が安心して生活していただける、そういう計画内容にしていただきたいとお願い申し上げ、質問を終わります。

委員長(斉藤 昇君) 伊藤隆雄委員。

委員(伊藤隆雄君) それでは、23年度の予算審査に当たっての質問をさせていただきます。

質問に入る前に、この通告書の中で6番目に地方債の借り入れというふうになっておりますけれども、職員の方の出入りのふくそう化を避けるために、できるだけ順序を変えて23年度予算編成の国勢調査の関係の次にこの地方債の関係を質問したいということで、できるだけスムーズにいくように順序を若干変えさせていただきたいということを前段申し上げておきたいと思います。

23年度のこの予算協議でありますけれども、その前にまず22年度のこの決算見込みについて若干質問したいと思います。

当然3月末ということになっておりますけれども、出納閉鎖期を入れると5月末で確定するわけでありますから、当然今の段階では見込みというか、予測、見通しということになるんでないかと思います。そういうことも踏まえて何点か質問させていただきたいと思います。

22年度のこの決算見込みですけれども、御承知のように、士別市の財政においては地方税収がやはり落ち込む中で財源確保ということがなかなか容易でないということで、22年度は1兆1,000億円の増額が交付税の中で図られてきたわけでありますけれども、そういった状況の中で、まず第1点目、今の段階で22年度の決算見通し、いわゆる歳計剰余金はどの程度出るのか、この点まずお伺いをいたします。

委員長(斉藤 昇君) 法邑財政課主幹。

財政課主幹(法邑和浩君) 22年度の決算見込みの関係であります。ただいま委員がおっしゃいましたとおり、年度途中ということでありますし、事業費が未確定であります。さらに特別交付税の決定についてはこれからといったことで不確定要素もありますので、現段階での見込みということで御説明させていただきます。

まず、歳入の関係でありますけれども、その主な要因なんですが、市税におきましては、当初予算21億7,800万円ほどを計上しておりましたが、これについては予算を若干上回るような収入が確保できるものと現段階では見込んでおります。

それと、普通交付税の関係です。これは市の歳入でも一番大きなことになるんですけれども、普通交付税、先ほど委員さんおっしゃいましたとおり、国が経済の落ち込みあるいは地方が疲弊しているといったような状況、これらを考慮して22年度で1.1兆円増額したところであります。更に、20年度から地方再生対策費といったものが1億7,400万円措置されておりましたが、22年度においても同額が措置されております。更に、21年度創設されました地域の雇用創出推進費1億2,700万円ほどあったんでありますが、これが22年度は更に増額されまして、雇用対策臨時対策費としまして1億7,400万円交付されております。加えまして、円高デフレ対策のための緊急総合対策といったことに基づきまして、22年度においては国の補正予算に伴って地方交付税の再算定ということでなされました。これにつきましては、本市には1億800万円交付されております。これらによりまして、普通交付税におきましては、当初予算63億円ほど計上しておりましたが、これよりも5億5,700万円増といったことで68億5,700万円が交付されております。こうしたことから、病院とか国保への繰り出しを計上した後の最終的な予算上の話になりますけれども、普通交付税におきましては、なお6,300万円ほど現段階でも予算を留保しているといったような状況にあります。

更に、特別交付税の関係でありますが、これは近々決定されることになりますが、21年度は 9億4,200万円交付されておりました。これが22年度の地方財政計画などを考えますと、恐ら く10億円程度は見込めるのではないかというふうに考えておりまして、ここでも予算上、現段 階で 1億円ほど留保しているような考えをしております。

このほか国だとか道の補助金関係につきましては、事業費の関係で変動いたしますけれども、

負担金あるいは使用料などについては、ほぼ予算を確保できるものと見込んでおります。

それと、起債の関係でありますけれども、新たに過疎債のソフト分といったことで、これは 1億6,400万円ほど新たに措置が設けられたといったようなことがありまして、これらが歳入 側での主な要因ということになっております。

対しまして歳出のほうですけれども、全般にわたって節減には努めているところでありますが、人件費の関係につきましては、当初、退職手当の精算が3億円ほどあるだろうということで見込んでおりましたが、これは結果的には2億6,000万円といったことでここで4,000万円ほど減額が見込めるといったようなこと、あるいは時間外手当も若干残るといったようなことだとか、あとは人事異動の関係についても若干予算が減額になるといったようなことがあります。

それから、扶助費の関係でありますけれども、生活保護費のほうで3,000万円ほど医療扶助 費の減などで残るような見込みになっておりますし、他の給付費におきましても、予算段階で は足りなくならないよう若干余裕を見て組んでいるといったようなこともありますので、扶助 費につきましては、総体的に残るといったことになります。

それから、建設事業費や委託料、これらにつきましては入札とか見積もり合わせの執行残な どでも残るといったようなことがあります。

こうしたことによりまして、22年度収支につきましては、23年度に繰り越します約1億円の 財源を除きます実質的な収支見込みにおきましては、約2億円程度黒字が確保できるものと現 段階では試算しているところであります。

委員長(斉藤 昇君) 伊藤委員。

委員(伊藤隆雄君) 前段、いろいろな内容についても説明いただきました、ありがとうございます。結論からいうと、22年度の決算では約2億円が繰り越される。当然これは繰越明許費を除いてということになるんだろうと思います。

そこで、財政収支とか義務的経費ということもいろいろ聞きたいと思っていたんですが、今 それらに附帯することもお聞きしましたので、それは省きます。

そこで、今回5月末で決定するということで2億円ということでありますけれども、それがその後5月で出納期間が終わって、3カ月以内に会計責任者が市長に提出して監査を受けて決定と、こういうことになるんでしょうけれども、もう一点聞きたいのは、後ほど関連質問しますけれども、23年度の予算の中でいわゆる財政調整基金を2億円繰り入れする。それから、目的基金12項目のうち6項目、約4,700万円を今回繰り入れして一般財源の収入に充てる。約2億5,000万円近いんですけれども、そういうことになった場合、やはり財政調整基金に2億円入れるということは、今6億7,000万円ですから、結果的に4億7,000万円しかないわけでありますね。やはり市の予算が150億円から160億円という段階で、財調基金が5億円を切るという状況になってまいります。もちろん目的基金を入れると今24億円でありますから、結果的には22億円ぐらいになるわけでありますから、できればこの自治法233条第2項いわゆる歳計剰余金のうち条例の定めるところにより基金に繰り入れすることができるという条項があります。

したがいまして、今回の質問以降、今申し上げた経過をたどれば、9月までこれはできないわけでありますから、考え方としていいんですけれども、そういった基金に繰り入れするという考えは、現時点の考えでいいですけれども、今持っておられるのかどうか、決算段階ですね、この点をお伺いします。

委員長(斉藤 昇君) 三好総務部次長。

総務部次長(三好信之君) これまでも決算の繰越金については、幾度かお答えしたところなんですけれども、従前、除雪経費というのを当初予算で組んでいなかったもんですから、それらの補正財源として積まないで活用するという考え方の中で対応していたんですけれども、今回、委員さんから等の御指摘もありました、当初予算で財政調整基金そのものが確保できているもんですから、当初予算で除雪予算を組めるようになったもんですから、今後、特殊な要因がなければ、そう大きな補正財源というのがこれまでのようには要らないということもありますので、決算の状況を見た時点で、一たん財政調整基金には積みたいなというふうには考えております。

委員長(斉藤 昇君) 伊藤委員。

委員(伊藤隆雄君) わかりました。

それともう一点、実は今年度の予算説明のときに、いわゆる病院の不良債務が約4億2,000万円程度出るというお話を聞いておりました。今回18日の最終議会で補正予算が、きょう実は見させていただきました。不良債務の一般会計の補正予算が4億4,000万円、それから国保事業の積立金が1億5,000万円、合わせて5億9,000万円ですから約6億円で、なおかつ2億円が見込みということになると思うんですけれども、この22年度でいわゆる病院の不良債務4億4,000万円補正したということですけれども、これについては年度内に処理するということで決められたと、こういう解釈でよろしいんでしょうか。

委員長(斉藤 昇君) 法邑財政課主幹。

財政課主幹(法邑和浩君) 病院に対します繰出金でありますが、最終日4億4,000万円補正予算で計上させていただいております。これにつきましては、3月年度内に全額ではないんですけれども、一たん一般会計側からは繰り出すといったようなことになりまして、病院側では31日過ぎないと最終的な額というのは確定しませんので、それについては未収を立てておきまして、そういった細かな端数の部分につきましては、4月以降に実際の現金を繰り出すといった処理になっていくと思います。

委員長(斉藤 昇君) 伊藤委員。

委員(伊藤隆雄君) ということは、結論から申し上げると、病院の不良債務4億4,000万円、 それから積立金1億5,000万円、5億9,000万円、約6億円プラス2億円程度残るということで すから、そのままの段階でいけばかなりの剰余金が発生すると、こういう結論になるんである うと思います。そういうことでよろしいんですね。

委員長(斉藤 昇君) 法邑主幹。

財政課主幹(法邑和浩君) そういったことになります。

委員長(斉藤 昇君) 伊藤委員。

委員(伊藤隆雄君) わかりました。

一般会計の予算の決算見込みについては、関連ありますから、後ほどまた質問させていただ きます。

それでは、次に、国保事業の決算見込みについてお伺いをいたします。

これも、既に御承知のとおり、22年度の見込みは当初 2 億4,400万円の収支不足、基金 1 億4,200万円を全部投入しても 1 億200万円ほど不足が出ると、こういうことでありますが、まずこの見通しとしては現段階ではこの数字で変わりはないのかどうか。やはりこの 1 億200万円程度のマイナスが出ると、こういうことでしょうか。

委員長(斉藤 昇君) 渡辺市民課長。

市民課長(渡辺幸明君) ただいまの御質問でございますが、国保事業会計の決算見込みについてお答えをさせていただきます。

22年度国民健康保険事業会計におきましての収支不足額であります。現段階におきましては、 歳出の大きなものでは、23年1月診療分及び2月診療分となります療養給付費の請求が今後、 3月、4月に確定をすること、また歳入に関しましても、国・道支出金等が確定前の段階でありますこと、また5月末の出納閉鎖期日まで確定を見ない国保税収など、未確定部分が随時明らかになってまいります。現在見込んでおります収支状況にも変動が出てくると考えておりますが、国保支払準備基金の全額を繰り入れ、22年度決算に伴う収支不足額は23年度の予算から繰上充用して収支均衡を図るとする状況に変わりがないと考えております。

以上でございます。

委員長(斉藤 昇君) 伊藤委員。

委員(伊藤隆雄君) 1億円以上マイナスが出ると、こういうことだと思います。

そこで、この22年度の決算見込みの中で保険給付費というのが19億7,870万円、こういう見込みであります。お伺いしたいのは、この約20億円近い状況の中で、実は資料もいただきました。費用額構成割合というのをいただきました、国保のですね。これで見ますと、いわゆる市内と市外の構成割合、市内が74.2、市外が25.8。しかし、費用で見ますとこれが逆転をして、市内が52.8、市外が47.2と、こういうことになっておりますけれども、いわゆる国保会計で負担している市内の医療機関と名寄あるいは旭川という市外の医療機関に支払われる割合、これについて今若干申し上げたんですけれども、この中身を説明いただければありがたいです。

委員長(斉藤 昇君) 岡田市民課主査。

市民課主査(岡田詔彦君) お答えいたします。

22年度国保事業特別会計決算見込みにおける保険給付費の各医療機関への支払い状況についてであります。保険給付費ベースでの資料は持ち合わせておりませんので、費用額ベースでお答えすること、また柔道整復師療養、訪問看護療養費を除く医科、歯科、調剤の集計となって

おりますことをお許し願いたいと思います。

20年度、21年度は年間実績で、また22年度につきましては12月末現在の内容でレセプト総件数並びに10割相当分となります費用額ベースといたしまして、それぞれ市内と市外の割合をお答えいたします。

最初に、20年度実績で申し上げますと、レセプト総数は9万8,371件、このうち市内医療機関分は7万3,006件、74.2%を占めており、残り2万5,365件、25.8%が市外医療機関分となっております。また、費用額総額で申し上げますと21億8,518万円となり、このうち市内医療機関分は12億4,146万円、56.8%を占め、残り9億4,372万円、43.2%が市外医療機関分となっております。

次に、21年度年間実績で申し上げます。レセプト総数 9 万8,332件、このうち市内医療機関分は7 万2,564件、73.8%を占めており、残り 2 万5,768件、26.2%が市外医療機関分となっております。また、費用額総額で申し上げますと、23億6,036万円となり、このうち市内医療機関分は12億8,042万円で54.3%を占め、残り10億7,994万円、45.7%が市外医療機関分となっております。

次に、22年度につきましては、12月末現在の内容で申し上げます。レセプト総数6万6,647件のうち市内医療機関分は4万7,976件、72%を占め、残り1万8,671件、28%が市外医療機関分となっております。また、費用額総額で申し上げますと、17億816万円のうち、市内医療機関分は9億52万円で52.8%を占め、残り8億764万円、47.2%が市外医療機関分となっております。

以上です。

委員長(斉藤 昇君) 伊藤委員。

委員(伊藤隆雄君) 今いろいろ年度別に説明いただきました。私が申し上げたいことは、この国保会計の収支状況、後ほど申し上げますけれども、こういった中で特に専門科が市立病院にいないということから、やはり名寄あるいは旭川市内という医療機関にかなり負担、当然この中身を考えてみれば、それだけ長期療養というか、重い方々がそういったところに行ってかかっているんだろうということでありまして、これは当然今の市立病院の体制からいってなかなか難しいわけでありますけれども、こういったことがやはりこの実績から見て浮かび上がってきたのかなと、こんなふうに考えております。

それと、次に、現段階においての予算の状況ですけれども、決算見込みの中で歳入欠陥補てん収入という言葉が、なかなか聞きなれない実は言葉が出てまいりました。当初 1 億923万円が見込みでは 1 億2,245万円ということで、3,700万円程度増えるということでありますけれども、この歳入欠陥補てん収入というのは、その単年度における収支不足が出ると、こういうことだと思う。そこで、この歳入欠陥補てん収入というのは、言ってみれば23年度の予算を前倒して使うという、言葉はありませんけれども、先食いするような状況にあるのかなと思いますけれども、そういうことでよろしいんですか。ということは、22年度決算見込みでもこれはマ

イナス出ると、だけれども、これは財源補てんが現段階ではできない。繰入金もそれから全部補てんしてもできない、それだけ足りない。ですから、いわゆるこれは事業は継続しているわけですから、次年度の予算、財源を今年度に持ってきて使う、補てんするんだと、こういう認識でよろしいですか。

委員長(斉藤 昇君) 佐々木市民課主幹。

市民課主幹(佐々木幸美君) お答えいたします。

歳入欠陥補てん収入でありますけれども、22年度当初予算をつくるに当たりまして、収支不足がちょうどこの2億4,900万円が収支不足となりまして、この収支不足に対応する基金も繰り入れ、全額を繰り入れ、なおかつ収支不足がこの2億4,900万円だったんですけれども、これはいわゆる一般財源化しておりませんけれども、予算上、収支不足となるものを伊藤委員おっしゃられるとおり、当初予算において歳入欠陥補てん収入として予算措置いたしたものであります。

以上です。

委員長(斉藤 昇君) 伊藤委員。

委員(伊藤隆雄君) ということは、23年度の予算財源がそれだけ減ると、結果的に、そういう ことになりますね。そういうことでよろしいんですか。

委員長(斉藤 昇君) 佐々木主幹。

市民課主幹(佐々木幸美君) お答えいたします。

22年度の収支決算を見てみなければわからないんですけれども、そこで出ました収支不足額が、今度23年度の予算を前年度繰上充用金というような形で予算のほうを移行して、22年度の決算に充てるという形に最終なろうかと思います。

委員長(斉藤 昇君) 伊藤委員。

委員(伊藤隆雄君) わかりました。

後ほど予算の中でも関連がありますので若干お聞きしたいと思いますので、一応決算見込み については、この辺で終わらせていただきます。ありがとうございます。

それでは、本番のこの23年度予算について質問いたします。

今年度予算は総額で162億3,000万円、対前年比4.8、補正予算等を入れると0.8の伸びと、こういうことで今回示されたわけであります。私の知っている範囲では、一般交付税が対前年5,000億円程度増えて17兆4,000億円というふうに報道されておりますけれども、御承知のように、先ほど市長からもお話あった、今回大震災における国会の審議は十分に行われない、こういうことももちろん国の緊急事態ですから、こういうこともあるわけですけれども、まず今の政治情勢からいって、予算は当然30日条項で通るわけですが、この関連法案については、依然としてどういう方向にいくかというのがなかなか難しい状況にある、こういうことが予測されるわけで、そこで、この関連法案のうち子ども手当法、それから44超円と言われる国債の発行における特例公債法、地方交付税の改正法、関税定率、これが予算は通るけれども関連法案が

通らない場合に、地方自治体における財政あるいは事務全体に及ぼす影響は極めて大きいものがあるんであろうという、これはわかりませんけれども今の段階で、多分そういう状況になるんでないかと。したがって、地方自治体の財政あるいは事務にこれが通らなかった場合、今の国会は6月22日ですか、そういう状況でありますけれども、まずどのような影響がこの関連法案が通らなかったときに出るのか、要点を絞って御説明をいただきたい。

# 委員長(斉藤 昇君) 三好次長。

総務部次長(三好信之君) 予算関連法案が通らなかった場合の影響ですけれども、まず、大きく分けて5点ほどあります。まず1点目ですけれども、国家予算そのものに大きく影響すると思われるんですけれども、まず特例公債法の改正があります。本来の財政法では、いわゆる建設事業の財源については国会の議決を得た中で、つまり予算の範囲内で建設国債を発行できるというふうに定められているんですけれども、一般の赤字を埋めるための赤字国債、これは本来発行できません。そこで特例公債法案をつくるわけですけれども、これは1年限りの法案ということに本来なっています。過去に1965年に最初に補正予算で組んで赤字国債を出したんですけれども、その後、一時景気回復して何年間かは発行しなかったんですが、1994年以降は国の財源不足ということで毎年発行しております。

その中で、今年23年度の国の予算が約92兆円のうち、そのうち特例公債法が約40兆7,000億円ほどあるということで、これが年度内に成立しなかった場合、国の財政運営としては地方自治体でいう一時借入金等のようなつなぎ資金がありますので、即どうなるということは恐らくないと思うんですけれども、最終的には、恐らく予算の執行というのが不可能になってくる場合も出てくると、そうなりますと国の事業だけでなくて、自治体への補助金や交付金なんかもおくれてくるような可能性があると、そうなりますと士別市やなんかの公共工事や何か、今は早期発注に努めているわけですけれども、そういったものについても補助金の交付決定がおくれていって、事業の進捗がおくれると。あと、生活保護とかそういった扶助費についても、これは法で決められていますんで、支給はなるでしょうけれども、そういった部分の支給がおくれると、そういったようなことも心配されます。

2点目が地方交付税法の改正があるわけですけれども、これが我々地方自治体にとって一番大きな課題かなと思っています。23年度の国の予算では約17.4兆円が本来の地方交付税で、これに臨時財政対策債を加えて最終的には23.6兆円が地方に交付されるわけですけれども、もともとの国の17.4兆円のうち法定率分いわゆる取得税、酒税、消費税、たばこ税、法人税、これを一定のルールで地方に交付するようになっているわけですけれども、それが10兆6,000億円ほどしかないということで、17.4兆円に対して10.6兆円ですので不足する分約6.8兆円、これを地方交付税法の改正で特例加算として上積みして地方に交付しています。ですから、これがもし成立しないとなると、国のほうも予算は見ているわけですけれども、成立しないと地方に交付できないという状況になります。そうしますと、単純に置きかえると、今23年度の士別の予算で普通交付税で68億円、特別交付税で8億円ですから、これ予算上というか市の試算の見

込みで、そうなりますと76億円見込んでいるものが、単純な率を掛けると46億円ということで20億円ぐらい国から交付されないという最悪のシナリオも考えられます。そうなりますと、当然士別だけでなくて全都道府県あるいは全市町村まいったしちゃいますので、これは大変なことになるということになります。

それと、あと市民生活やなんかで関連するものでは、お話にありました関税定率の改正法、この中で大きなものが特恵関税制度というものがありまして、これが開発途上国やなんかから輸入するときに、やはり経済支援という観点で輸入促進ということで税率を今軽減しています。そうなると、鉄鋼製品とかそういったものが主なんですけれども、これが今10年間、税の軽減をして開発途上国の支援をしようということをやっているわけですけれども、これがもし今回法案通らないと、そういった部分の資材の値上がりとかがあって、市での公共工事やなんかにおいても大きな影響があるのかなと考えています。

それと、関税法そのものでも、今の415品目と言われていますけれども、例えば身近なものではライターとか刺しゅう用の布、そういったものについて今無税でいっているはずなんですが、それが5%の税金がかかる。あと牛乳とかチーズとかそういったもの、財務省の試算では牛肉が100グラム当たり11円ぐらい、プロセスチーズが150グラム当たり10円程度上昇というような試算もされていますけれども、こちらのほうは暫定税率1年の延長というのが今法案が通らない状況があるかもしれないと、そうなりますと市民の物価やなんか全部に影響があるのかなというふうに考えています。

それと、税制改正法案そのものでは大きく言われているのは、今、法人税の実効税率 5 %引き下げるということが見送られるほか、今の中小企業のほうに軽減税率を掛けています。それが18%なんですけれども、それが本来の22%になってしまうということで、中小企業者の方には大きな影響が出ると。

それと、最後に子ども手当法案がありますけれども、これは小池委員の一般質問にありましたけれども、新たな法案が成立しなければ、現在、所得制限なしで中学生まで一律 1 万3,000円、それが法が通らなければ所得制限した上で、もとの児童手当に戻りまして、3 歳未満が 1 万円、3 歳以上が5,000円、第 3 子以降は 1 万円というふうになるわけですけれども、市民に当然影響があります。そのほかに自治体としても一たんシステムを改修しなければなりませんので、それに 2 カ月ぐらいかかってしまう。法案通らないで一たん児童手当に戻ってシステムを改修して、その後また法案が通るということになると、また二度手間でシステムを直すという、自治体にとっては大変な労力と時間がかかるということになります。

そして、今回の地震の影響もありまして、現在、恐らく自民党と公明党については、地方税法の改正法案あるいは関税定率法案、そのものについては賛成をするような動きが出ています。それと特例公債法案についても、きょうの新聞では公明党が賛成していくというような話もありました。ただ、これらの影響のほかに、今回の地震そのものでも10兆円ほどの規模が出るということで、一たん2011年度の予算を通してから、補正で一部分減額して対応しなければなら

ないというような考え方も示されておりますので、そうなりますと、どの分野というのはまだ 決まっていませんけれども、地方にも少なからず影響が出るのかなというふうに考えておりま す。

今後、その法案の審議とか地震の関係等、どういった審議になるのか注意深く見守っていかなければならないなと考えております。

# 委員長(斉藤 昇君) 伊藤委員。

委員(伊藤隆雄君) 今お話ありましたように、どういう状況になるか極めて不透明な状況にあると言わざるを得ません。したがって、そういったことは、これは全国的な問題でありますから、一地方自治体でどうこうということにはもちろんならないわけでありますけれども、わかりませんので、そういう事態が発生したときには、速やかに議会にもぜひお知らせをいただきたいということを申し上げておきたいと思います。

それから、次に先ほど若干申し上げましたけれども、今回の予算の中でいわゆる財調 2 億円と基金12のうち 6 基金を対象として繰り入れしたということで全体の予算をしたんだろうと思いますけれども、私は、約17億円の目的基金のうち、当初11億7,000万円あった合併特例債、これが平成20年度のいわゆる病院の不良債務12億3,000万円を解消するときに、病院特例債 7 億円、その他合併特例債と3つだと記憶しておりますけれども、そういうものから繰りかえ運用した。特に合併特例債については2億円を繰りかえ運用したわけですね。この9億7,000万円があるわけですけれども、そこでお伺いしたいのは、当然先ほど次長からお話がありましたように、今回の予算の中で当初から約3億6,000万円に近い除雪費を当初予算で組んだということも、その中の一部分も要因ではあるかと思いますが、この現在ある9億7,000万円、これは御承知のように、自治法241条の第1項でこの基金を積み立てをすると、それから第2項ではこの基金は確実かつ効率的に運用しなければならない、それから処分については条例の定めるところにより処分するんだ、こういうことと関連があるわけですね。

したがって、聞きたいことは、この9億7,000万円という合併特例債の現在の運用状況、いわゆる果実、利回り、こういうことがどのようなことでやっているのか、この点だけお伺いをいたします。

委員長(斉藤 昇君) 丸財政課主査。

財政課主査(丸 徹也君) お答え申し上げます。

合併後の士別地区、朝日地区の地域振興に資すります事業運営のための基金であります合併特例振興基金の現在の運用状況でございますが、指定金融機関におきまして、まず7億円を3年間の定期、年利0.5%で、市内金融機関1行において2億円を3年定期、年利0.4%の条件で、総額合計9億円をそれぞれ運用しているところでございます。

また、これまでの運用の状況でございますが、平成19年2月16日から平成23年2月16日までの実行分につきまして、こちらにつきましては指定金融機関につきまして7億円、年利1.25%、4カ年の定期で、また市内金融機関におきましては4億円を年利1.15%で同じく4年間で運用

をいたしたところでございます。また、この運用におきまして見込まれる運用益でございますが、前回までの運用の状況におきましては年間1,200万円、4年間でおよそ4,700万円の運用益を得たところでございまして、また今回からの3カ年の運用におきましては年間650万円、3年間の合計いたしまして約1,900万円程度を見込んでいるところでございます。

以上でございます。

委員長(斉藤 昇君) 伊藤委員。

委員(伊藤隆雄君) 例えば、19年2月から23年、4カ年間それぞれ利回りが今示されました。 これはいわゆる収益に計上する場合、例えば4年なら4年ということは、4年の満期が来たと きにしか収益上げられないということになると思うんですけれども、当然単年度の収益では影響出なくて、4年運用、結果的に満期になった時点しか収益としか計上されないと、こういう 認識でよろしいですか。

委員長(斉藤 昇君) 法邑主幹。

財政課主幹(法邑和浩君) 運用しております利息につきましては、例えば3年間向こうへ預けますけれども、1年1年、3月なら3月の預け入れた日を満期ということで、1年1年利息が入ってくるといったような状況であります。

委員長(斉藤 昇君) 伊藤委員。

委員(伊藤隆雄君) ということは、いわゆる期間計算して単年度ごとに収益に上げていると、 こういうことですね。

(「そうです」の声あり)

委員(伊藤隆雄君) わかりました。

それでは、次に、予算総括の中で、今、相山副市長からいろいろ説明いただきました。この中で、今回国勢調査が実施されたわけでありますけれども、全道的には今回、全道で見ますと、全道の人口が5年前と比べて2.1%減少、数にして12万人減ったと言われております。当然士別市ももちろん減少しているんだろうと思います。そこで、この国勢調査の減少による普通交付税が全国ベースでは4,800億円、約2.8%ということになっているわけですけれども、この人口減少による、国勢調査による人口減少によって交付税に与える影響はどの程度と現在試算しているのか、この点お伺いします。

委員長(斉藤 昇君) 法邑主幹。

財政課主幹(法邑和浩君) 国勢調査の人口減少によります影響額であります。17年度の国勢調査におきましては、人口2万3,411人、それが22年度の国勢調査、これは速報値になりますが、2万1,797人といったことで1,614人減少しております。減少率につきましては約6.9%といったような状況になっております。

それで、普通交付税に与えます影響ですけれども、23年度の普通交付税に与えます人口を基礎とする財政需要額の試算におきまして、人口1人当たり約18万円の需要額があるといったようなことで試算しておりまして、そうしますと影響額は約2億9,000万円といったようなこと

になります。ただ、人口減少によります急激な交付税減の影響を避けるために、緩和措置としまして数値の急減補正といったものが措置されておりますので、これらで8,800万円ほど措置される見込みでありますので、実質的な影響額は約2億円といったことで今のところ試算しております。

委員長(斉藤 昇君) 伊藤委員。

委員(伊藤隆雄君) ということは、今の説明からいきますと、今回のこの予算の中で交付税、 今年度予算、23年度予算地方交付税73億9,400万円、これは当然今言われた約2億1,000万円ぐ らいですか、2億9,000万円のうち緩和措置で8,000万円措置されるから、2億1,000万円程度 落ちると、これは当然それは差し引いているわけですね、当然。

委員長(斉藤 昇君) 法邑主幹。

財政課主幹(法邑和浩君) 昨年度の段階である程度の人口減というのは見込まれておりました ので、それらを加味しまして試算をしておりまして、それに基づきまして予算を計上している といったようなことになっております。

委員長(斉藤 昇君) 伊藤委員。

委員(伊藤隆雄君) ということで大丈夫だよ、間違いないと、この数字で大体いけると、こう いう予算を組んだと、こういうことですね。わかりました。

それでは、先ほど前段申し上げたように、順序を若干変えまして地方債について若干お伺い をします。

今年度の地方債は、当初予定で20億4,780万円、こういう予算が組まれました。逆に元利償還金は23年度で23億7,095万円、したがって年度末では236億円ですから、このままで推移すると全体では約9,900万円ぐらいですか、増える状況にあると思います。今回の20億4,780万円というのは、主な事業で結構ですから、どういう事業をやるためにこれを市債として発行するのか、これが第1点。

それから、もう一点は、前からもずっと私、決算、予算で質問していたんですけれども、今年度の総務省が認めている条件がつかない繰上償還、これは一般・特別会計、企業会計含めて、 今年度中に繰上償還の予定はあるのかどうか、この2点お伺いします。

委員長(斉藤 昇君) 丸主査。

財政課主査(丸 徹也君) お答え申し上げます。

まず、1点目の平成23年度借り入れ予定の市債でございますが、道路建設事業といったハード事業のほか、平成22年度創設されました過疎ソフト対策事業、また実質的な交付税であります臨時財政対策債について借り入れの予定をしております。主な事業といたしましては、市立保育園再編整備事業につきまして約4億5,900万円、バイオマス資源堆肥化施設建設事業につきまして約2億7,800万円、西団地建設事業につきまして1億1,600万円、市道整備事業につきまして1億7,800万円、高速備事業につきまして1億7,800万円、過疎ソフト事業につきまして1億7,800万円を予定しております。

あわせて2点目の保証金免除の繰上償還についても、私のほうから申し上げさせていただき

ます。平成23年度におきます保証金免除繰上償還でございますが、こちらにつきましては公共下水道事業債の公営企業金融公庫、現在の地方公営企業金融機構からの借入分でございます2事業6,100万円について、9月20日に借りかえの実行予定でございます。なお、この借りかえにおきます利子の軽減額につきましては、約980万円程度を見込んでいるところでございます。以上でございます。

委員長(斉藤 昇君) 伊藤委員。

委員(伊藤隆雄君) 約1,000万円程度の軽減ということでわかりました。

以上で財政関係は終わらせていただきます。ありがとうございました。

それでは、次に、合併特例区事業、先ほど渡辺委員からもお話あったわけですけれども、今回、今月の30日で合併特例区が解散をするわけであります。当然今後については、その事業の検証見直しを行うと、したがって、市長からの予算概要でもありましたように、地域の振興発展に今後とも努力していきたい、こういうお話がございました。

私のほうからは、渡辺委員と重複しないように、まず今回の一般会計予算の中で検証見直しということでありますけれども、まず第1点、解散後の特例区の処理事務7項目ほどあるわけですけれども、これらの意見の集約、処理事務について意見の集約、それと総括的な予算、先ほどもお話ありましたので中身には触れませんけれども、2,600万円ほど減って4,300万円になったということで、この予算については大きく変わった点があれば要点を絞ってお伺いしますということで、この2点の説明をお願いします。

委員長(斉藤 昇君) 川村地域振興課長。

地域振興課長(川村慶輔君) 予算の計上の措置の関係でありますけれども、先ほど渡辺委員の 御質問にもお答えしておりましたように、事業を特例区設置規約の中で7区分に分けて、それ ぞれ具体的な事業を展開してきたという中身でありますけれども、23年度につきましては、特 例区協議会等の意見の集約の中で踏まえた中で予算措置をさせていただいたところです。ただ いま大きく変わった部分とおっしゃられましたけれども、先ほど渡辺委員に御説明したとおり、 7区分の区分ごとに若干説明をさせていただきたいというふうに思っております。

施設の管理運営につきましては、パークゴルフ場これにつきましては、477万5,000円で教育費で予算計上させていただいております。山村研修センターにつきましては、委員御承知のように、朝日商工会による指定管理に変更ということもございまして、この点については2,618万5,000円を指定管理料として総務費で予算計上させていただいております。

生活関連につきましてですけれども、市道環境整備につきましては、道路愛護組合に市道の草刈り業務等を委託しているという中身がありまして、これは存続をさせていただきまして118万3,000円で土木費で計上させていただいております。市道の除排雪事業につきましては、市街地大通り除排雪、これについては一部委託契約の締結方法に変更はございますけれども、市が負担すべき費用分34万3,000円を土木費で、続きまして団地内通路除排雪につきましては、先ほども渡辺委員さんの御質問にお答えしましたとおり、補助制度の一部見直しを図りまして、

市が実施すべき分を空き家住宅通路確保事業分として52万2,000円を土木費で予算計上させていただいたところでございます。

次に、地域振興事業ということで、イベント事業に関してあさひじゃんじゃんジュビリー、これは従前どおり継続をいたしまして100万円を商工費、岩尾内湖水まつりにつきましては、 先ほど説明しましたとおり、事業の見直しを図った中で400万円を商工費で予算計上させていただいております。スポーツイベントの開催事業につきましては、全日本サマージャンプ大会、サマーコンバインド大会等のスポーツイベント事業、5つの事業を合わせまして480万円を教育費予算で計上させていただいております。

続きまして、文化振興につきましてですけれども、サンライズホール自主企画事業、これも存続という意見集約の中で鑑賞型事業、参加型事業、加えて子ども芸術劇場の事業費分を合わせて1,725万4,000円で教育費で予算計上させていただいております。無形文化財の伝承事業でありますけれども、補助団体であります瑞穂獅子舞保存会から通常の運営補助については辞退をされているということもありまして、太鼓等の保守費等が出てきた場合に助成をするというような方向がありますけれども、23年につきましては予算は計上されておりませんけれども、もしあれば次年度以降については教育費予算で計上されるというふうになります。

農業振興につきましては、農産加工実習施設の運営事業ですけれども、特例区事業におきましては維持管理の事業費分だけを予算計上しておりましたけれども、一般会計に計上するに当たり、人件費も加えて885万8,000円で農林水産業費で予算計上させていただいております。林業費ですけれども、特例区内の事業として植樹祭を開催しておりましたけれども、これにつきましては、全市民参加による市民植樹祭との位置づけの中で39万7,000円、農林水産業費で予算計上させていただいております。

最後に、情報提供につきましては、合併特例区広報を朝日総合支所だよりということで変更を図って4万8,000円、ホームページについては市のホームページに集約するということで予算計上されておりませんけれども4万8,000円の計上で、先ほど渡辺委員さん言われましたとおり14事業を予算計上の中で措置しております。合計で指定管理料を含めまして6,936万5,000円を特例区事業から市の共有事業としての一般会計に予算措置をさせていただいたところです。以上で説明を終わらせていただきます。

#### 委員長(斉藤 昇君) 伊藤委員。

委員 (伊藤隆雄君) 内容についてはいろいろ御説明いただいてわかりました。

ただ、1点だけ確認しておきたいんですが、生活関連の中で地域住民の極めて関心の高い団地内道路除雪事業費、再編または廃止と、こういうことになっておりますけれども、これについては当然地域住民との協議の中で、従来の団地内に組合等もありましたんですが、こういうところとの話し合いは事前に当然十分になされて理解を得ていると、こういうことでよろしいんですか。

委員長(斉藤 昇君) 川村課長。

地域振興課長(川村慶輔君) この団地内除雪事業につきましては、各公営住宅除雪組合代表者 それから組合員等とも数回にわたる協議の上、御理解を得た上での予算措置ということになっ ております。

委員長(斉藤 昇君) 伊藤委員。

委員(伊藤隆雄君) ありがとうございました。

それでは、次に、観光協会の合併の問題についてお伺いをさせていただきます。

予算の中で、士別と朝日の合併が進められるということになっております。そこでお伺いしたいのは、士別と朝日が合併した後の事業展開を具体的にどう進めるのか。そのためには新たな組織を設けるということも聞いておりますけれども、今の段階では5月ごろまでに通常総会で合併期日を決定するというふうに伺っております。そこで、今の段階における合併後の組織体制の構築については、どのような考えをまず持っているのかということが第1点。

それから、市の観光事業を段階的に観光協会に委託するというふうに聞いておりますけれど も、これらについて要点を絞って御説明いただきたいと思います。

委員長(斉藤 昇君) 竹内商工労働観光課主幹。

商工労働観光課主幹(竹内雅彦君) お答えいたします。

合併後の新しい観光協会の組織や事業などにつきましては、これまで士別、朝日両観光協会のほか市役所経済部、朝日総合支所も加わり検討協議を進めてきておるところでございますが、観光協会の組織体制につきましては、現士別観光協会の組織体制であります会長、事務局、監査のほか、総務委員会及び第1委員会から第3委員会の4つの委員会に新たに朝日委員会を加えた体制で協議を進めております。

それから、市の観光事業を段階的に観光協会に委託するということでございますけれども、 観光協会が合併し新観光協会となりまして、専任職員の配置も予定されておりますので、これ を機会に観光協会が中心となった事業展開となるよう、段階的に市が実施していた事業を観光 協会に委託してまいりたいと考えております。本年度につきましては、合併初年度ということ もありまして、本格的な活動を行うには一定の期間が必要となりますので、市の観光事業の一 部であります観光誘致事業の中の観光PR用としての外国版観光ガイドの作成や観光ボランティアが活動する事業、それからサフォークランド士別フォトコンテスト事業などを委託したい というふうに考えております。

なお、最終的には2年あるいは3年後をめどに、市が直接携わらなければならない事業以外のものは観光協会にゆだねていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

委員長(斉藤 昇君) 伊藤委員。

委員(伊藤隆雄君) まだ十分な具体策はないと、こういうことなんでしょうけれども、それで、 合併して新たな組織体制で、今お話あったように総務委員会から始まって第3委員会、それに 朝日委員会を加えると、こういうことですけれども、特にこの地域における資源の中で天塩岳、 岩尾内湖と、こういった重要な資源のPR、こういうことをやっぱりさらに強めて、市内に多くの人に来てもらって、地域の経済活性化に寄与しなければならない。当然そういう政策を打ってやらなければいかんということは、これは当然なんですけれども、そうなると、例えば合併前、今の現状の朝日町のいろいろなイベントがありますね。こういうものを実行する場合に、合併して多分実行委員会的なものをつくってやられるんだろうと思いますけれども、大丈夫なのかな、正直言って。そういった点も十分にやっていただかないと、せっかくの交流施設をつくって多くの道内外の人たちに来ていただいて、地域の活性化に寄与するための施設ということも含めて、それだけではありませんけれども、そういうことを目的につくったわけでありますから、当然今申し上げた天塩岳の観光、岩尾内湖、こういうところに十分に、合併して現地の状況も多分わからないと言うと失礼かもしれませんけれども、そういうノウハウも余りないという人たちがやる場合、当然今の観光協会のスタッフあるいはノウハウを十分に取り入れて、これが今より入り込み客が落ちることのないような、そういう対策をぜひとるべきであろうと、こう思いますがいかがですか。

委員長(斉藤 昇君) 石川経済部次長。

経済部次長(石川 敏君) お答えいたします。

その前に、先ほど竹内主幹が答弁しました本年度は合併初年度というところがありましたけれども、23年度が合併初年度でございますので、訂正をさせていただきたいと思います。

そこで、今、伊藤委員のほうからお話のありました、合併にかかわっての朝日エリアにある 観光資源を活用した活性化ということでございます。合併当初から、本市の観光資源としましては、当然天塩岳、岩尾内湖等々を資源として認識しておりまして、その対策等もとってきてございます。お話にもありましたとおり、交流施設も新たにできるというか、開設が始まります。こうしたところを核として天塩岳に登る、今、山に登る方も大変女性の方も増えていると、全体的にも増えているということでありますので、そういうPRもやはりしていかなければならないと思いますし、岩尾内湖にしましても、人造湖ではありますけれども、あそこの雄大な景色等々というのは、やはり魅力的な観光資源であるということも考えております。

そこで、観光協会が新しくなりますので、またそこに専属のスタッフが張りつきますので、 現段階ではその事務局体制がどうなるかというところは明確になっておりませんけれども、そ うした人間が朝日にも足を運びいろいろな方と話をしながら、朝日地区のそういった観光イベ ント、小さな地区の人のための観光イベント等もやられております。

(「小さな地区とは何だ」の声あり)

経済部次長(石川 敏君) いろいろ町民のためのイベントをやっておりますので、そういったところの意見を十分に聞きながら、基本的に実行委員会でいろいろなイベントを開かれると思いますけれども、その中にも参画をしながら、イベントについては推進してまいりたいと思います。また、市外あるいは道外にいろいろな観光誘致のPRをしておりますので、今回の交流施設も含めて天塩岳、岩尾内湖などの資源についてもPRをしてまいりたいと考えております。

以上であります。

委員長(斉藤 昇君) 伊藤委員。

委員(伊藤隆雄君) そこで、いろいろお話ありましたけれども、私が先ほど申し上げたいわゆる事業展開をして、その地域の資源を有効活用して地域の経済の活性化を図る、そのことによって交流施設にも人が来て、十分な利用ができる、総体的な相乗効果が上がる、これが政策の重点的な目標である。

そこで、もう一点お伺いしたいのは、その新しい組織をつくって、多分実行委員会ということになるんでしょう。それじゃ、今の朝日の観光協会の位置づけというのは、どういうふうにお考えになっているんですか、連携というか、今の朝日観光協会。合併して一つになるわけですけれども、その地元との連絡先とか支所機能というのか、どういう機能になるかわかりませんけれども、今の朝日の観光協会の位置づけというのはどのようになるんですか。全く一緒にするから朝日はもう何もないと、トータルの実行委員会で全部やるんだと、こういうことになるんですか。

委員長(斉藤 昇君) 石川次長。

経済部次長(石川 敏君) お答えいたします。

現在の朝日の観光協会の機能ということでございますけれども、このたび一本化、士別と朝日の観光協会が一本化なるということでございますので、その観光協会が朝日地区についても管轄するという形になろうかと思います。

先ほど竹内主幹がお答えしたとおり、今、士別の観光協会にあります委員会に加えて朝日委員会という委員会を設けるということで協議が進められておりますので、すべてその委員会が朝日地区を持つということではなくて、その委員会を中心として士別の新しい観光協会が朝日地区の各種事業についても参画をしていくという形になるかと思います。

ただ、今使用されている事務所につきましては使用しないと、例えば会合等がある場合については、総合支所の会議室というところを利用しながら、各種会合等を進めようということの中で今協議が進んでいるところです。

以上でございます。

委員長(斉藤 昇君) 伊藤委員。

委員(伊藤隆雄君) まだ具体的に決まっていないということですから、なかなか申しにくいんだろうと思いますけれども、いずれにしても、合併後、今の体制より後退しない、前向きに、そして先ほどいろいろ申し上げた、総合的なこの事業が観光資源が生かされるような体制ができるような、そういう組織体制というものをぜひお願いしたいということを申し上げて、この関係の質問は終わります。ありがとうございました。

委員長(斉藤 昇君) まだ伊藤委員の総括質問が続いておりますけれども、昼食を含めて午後 1時30分まで休憩いたします。

(午前11時53分休憩) (午後 1時30分再開)

委員長(斉藤 昇君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

総括質問を続行いたします。伊藤委員。

委員(伊藤隆雄君) 23年度の予算関連でもう一点だけ質問させていただきます。といいますのは、実は病院の経営改革プランの中で、御承知のように、今回200床から199床になったということで、一般病床が179の療養病床が20ということでありますが、この中で前回説明いただいたときに、この200床を切った場合に中小病院になるということで、外来診療に係る加算、いわゆる管理加算、特定疾病療養加算で約3,000万円収入が増えると、こういう説明を受けました。その場合に、その内容も要点だけ絞って説明いただきたいんですが、その場合に市民いわゆる患者の負担は増えるのかどうか、その点、この2点について説明をいただきたいと思います。

委員長(斉藤 昇君) 渡辺市立病院医事課長。

市立病院医事課長(渡辺敏嗣君) お答えいたします。

3,000万円の増収の内訳についてですが、199床以下の病院にすることによりまして、新たに診療報酬が得られるものとしましては、1つには、再来受診時ですが、200床以上の病院では外来診療の算定から199床以下の病院では再診料の算定に変わります。2つ目に、医師が再診の患者の診察を行った場合算定できるようになります外来管理加算、3つ目に、特定の疾患を主病名として治療を行っている場合に算定できる特定疾患療養管理料、4つ目に、この特定疾患管理料算定患者に対して薬を処方することによりまして処方料・処方せん料加算が算定できるようになります。

これらの内訳といたしまして、1つ目の再診料の算定ですが、点数自体は外来診療より1点少ない69点で算定いたしますが、外来診療料に包括されていた血液検査、尿検査、ふん便検査や皮膚科の軟膏処置や軽症の傷の処置などについて出来高で診療報酬が得られることになり、試算でありますが、年間で1,100万円ほどの収入を見ています。2つ目の外来管理加算ですが、患者を診察したり投薬や注射などを行った場合に加算できますが、処置やリハビリ、超音波、脳波などの検査を行った場合は加算できないことになっていまして、年間800万円ほどを見ています。3つ目の特定疾患療養管理料ですが、これは糖尿病や高血圧症、胃潰瘍などの算定対象となる疾患を持つ患者を診察した場合、月2回まで算定ができます。試算としましては、年間で900万円ほどの収入を見ており、4つ目の処方・処方せん料加算ですが、これは特定疾患管理料を算定する患者に対して薬の処方をした場合に月2回まで算定でき、試算では年間200万円を見る中で、これが内訳で年間3,000万円ほどの収入を見込んでおります。

次に、1人当たりどのぐらいの負担になるかということですが、これにつきましては、治療 する病名、検査や処置など診療内容はそれぞれ異なり、加算される治療費も違ってまいります し、診療費の負担割合も前期・後期高齢者の方の基本1割負担の方から基本3割負担される方、更に生活保護受給者の方の全額公費負担の方もおられます。そこで一例でありますが、再来を受診して診療のみをした場合は、外来管理加算が加わりますので、再診料69点と外来管理加算52点と合わせて121点となります。200床以上の場合において同様の診療を行った場合には70点ですので、差し引き51点多くなります。このため1割負担の方は51円、3割負担の方は153円の増額となります。また、結核、がん、糖尿病、高血圧など、定められた特定疾患の対象となり特定疾患療養管理料の対象となった場合には、再診料69点、外来管理加算52点に1カ月に2回までしか加算できませんが、特定疾患療養管理料87点が加わり、合わせて208点となります。200床以上の病院では70点ですので、差し引き138点で1,380円の増となり、1割負担の方は138円、3割負担の方は414円のそれぞれが増額となるものであります。なお、診療内容によって検査、処置などが行われたことにより、外来管理加算が算定の対象とならない場合もあります。これら病床数変更による個人の診療費負担につきましては、23年5月1日から適用いたしたく考えております。このため市民に対しまして市広報などを通じ通知を行い、理解を求めてまいります。

以上です。

委員長(斉藤 昇君) 伊藤委員。

委員(伊藤隆雄君) 全体で収入のほうが3,000万円なんですけれども、1割、3割の方でそんな大きい金額でないというふうに考えます。また、今なかなか予測つかないでしょうけれども、例えば患者負担の割合というのは、想定される範囲で年間どれぐらい増えるということになるんですか。それは病気によってつかみ切れないんでしょうけれども、予定でよろしいですけれども、つかみ切れませんか。

委員長(斉藤 昇君) 渡辺課長。

市立病院医事課長(渡辺敏嗣君) 収入の予想額、増額が3,000万円ということですので、今説明しましたように、それぞれ加入している保険ですとか、全額公費負担の方がおりますけれども、全員が3割負担の患者と考えますと、3,000万円の3割ですので年間で900万円というのが患者負担として考えられると思います。

委員長(斉藤 昇君) 伊藤委員。

委員(伊藤隆雄君) わかりました。ありがとうございました。

それでは、最後に、23年度の国保の特別会計予算についてお伺いします。ここに2つほど項目載せておりますけれども、一括して要点だけ絞って質問申し上げますので、回答をお願いしたいと思います。

国保会計につきましては、決算でも若干申し上げましたけれども、御承知のように、22年度で税率改定を行って単年度約3,500万円という徴収になって、これを5年間で約1億7,500万円ほどの税収財源を確保するということであります。しかし、23年度については税率改定を行わないで引き続きやるということでありますが、そこで23年度の予算についても、今の予測では

かなり収支が厳しいということで、単年度の不足額については繰上充当金で対応するというふうになっておりますけれども、これは決算でも申し上げましたけれども、性格的には歳入欠陥補てん収入と同じものなのかということを考えておりますけれども、いわゆる単年度の収支で賄いたいということだと思いますね、特別財源手当をするという、そういう考えでよろしいのかということと、関連して、保険給付費は20億190万円ということで、対前年比から見ると2,300万円ほど増加というふうな見込みがあるわけであります。したがって、保険給付費の伸びる傾向にあるということから、かなり依然として財源の確保が厳しい状況にあるというふうになるわけであります。

そこで、関連して、国民健康保険制度の改正によって一部負担割合の1割の据え置きということが言われておりますけれども、これらの影響はどの程度あるのかということまで、まずお聞かせをいただきたいと思います。

委員長(斉藤 昇君) 三好総務部次長。

総務部次長(三好信之君) 前段の予算上の繰上充用の考え方を財政のほうから説明いたします。本来、自治法では、各会計年度独立の原則ということがありまして、その1年間の会計年度における歳出は、その歳入をもって充てなければならないというふうに定められているんですけれども、その例外として、今度、自治法の施行令のほうで会計年度終了後に歳入が歳出に不足した場合は、翌年度の歳入を繰り上げてこれを充てることができるというふうに定められています。その場合は、そのために必要な額を翌年度の歳入歳出予算に編入するということですので、今年の場合、例えば決算が終わって赤字が出た分、それについてこの23年度、今当初予算では収支均衡を図る予算をとっておりますけれども、22年度で赤字が出ますので、その部分を今度23年度の補正予算で繰上充用金という形で計上することになります。先ほど委員さんがおっしゃられた翌年度のお金を先食いしてというような形になります。これは、制度上認められているわけですけれども、全道の国保の会計なんかの状況を見ても、累積で赤字があると、皆このような繰上充用という形をとっていると思われます。

ただ、これが永久に続くような場合とか、その繰上充用金がどんどん増えていくような状況になると、それは当然税のバランスやなんかが悪いということで好ましくない状況なんですけれども、本市の国保の場合、昨年税率改正をして、その税率改正をしたことによって一たんは赤字が出ますけれども、その繰上充用金が今少しずつ減っていくと、5年後には収支均衡の予算に戻るという考え方でやっていますので、当面の間は、この繰上充用という形が5年ぐらいは続くというような手法をとっていきたいと思っています。

委員長(斉藤 昇君) 伊藤委員。

委員(伊藤隆雄君) ということは、23年度で不足分が出た場合は補正で充当すると、こういう ことですね。

委員長(斉藤 昇君) 三好次長。

総務部次長(三好信之君) そうです。22年度で決算で出ると、23年度で補正して繰上充用、23

年度でまた欠損金が出ると24年度の予算で繰上充用というような形を繰り返して、少しずつその額を圧縮していくという考えです。

委員長(斉藤 昇君) 伊藤委員。

委員(伊藤隆雄君) しつこいようですけれども、その歳入、先ほど申し上げた歳入欠陥補てん 収入というものと今の繰上充用というのは、性質というか、考え方はそんなに変わらないと思 うんですけれども、なぜそういう使い分けするんですか。

委員長(斉藤 昇君) 三好次長。

総務部次長(三好信之君) 本来、繰上充用というのは決算が終わってから、その対応として繰 上充用という形があります。ただ、22年度税収不足がわかっている時点で、予算を組むときに 当初はやっぱり会計年度独立の原則に立ちますので、予算上はバランスをとらなければなりま せん。そのときに、手法としては一般会計からの繰入金等もある、あるいは国保の準備基金を 取り崩して歳入を確保するという場合もあるんですけれども、税率改定等が視野に入っていま したので、最初から空予算を組んだりとかということではなくて、最初から明らかに、本来そ の決算が終わって繰上充用する部分のそれを当初予算から不足分を明らかにして予算を編成し たという、それが22年度の始まりになります。これはほかの一般会計等でもあるんですけれど も、歳入がない場合に、無理に歳入を膨らませて予算を組んだり、例えば国保の場合は税収で すけれども、税収を本来入らない税収を過大に見積もりして、表面上、歳入歳出の予算を組ん だり、あるいは実体のない雑入とかで組んだりしている市町村もあるんですけれども、そうい うことではなくて、通常の22年度税率改定前の予算で組むと、これだけの歳入が不足しますと いうのをあえて明らかにと言ったら変なんですけれども、今後、繰上充用になる金額を最初に 組んで予算を計上したということになります。どうしても一般会計の場合は、官庁会計の場合 は、当初予算のときでは歳入と歳出の数字を合わせなければなりませんので、不足する分を歳 入欠陥補てん金収入という形で繰上充用の前に、一番最初の始まりとしてつくったということ になります。

委員長(斉藤 昇君) 伊藤委員。

委員(伊藤隆雄君) わかりました。

だから、当初予算でバランスとるというのは、これは当然の原則ですよね、会計の原則。いわゆる4月から3月でバランスをとるというのは、これは当たり前のことなんですけれども、その繰上充当と歳入欠陥補てん収入というのは、今の説明でおおむねわかりました。その関係はよろしいです。

先ほどの関連2番目をお聞かせください。

委員長(斉藤 昇君) 渡辺課長。

市民課長(渡辺幸明君) 現段階におきましては、保険給付費の支出を約19億7,900万円と見込んでおりますが、保険給付費自体におきましては、決算額と比較いたしますと2,300万円ほど上回る約20億100万円を計上いたしたものであります。23年度の保険給付に当たりましては、

今の20年度からの保険医療制度が変わった段階で、1人当たりの療養給付費が増加傾向にあるということと、それと今までの給付の実績を勘案しまして、退職被保険者に係る療養給付費が主なものでありますが、それと高額療養費を増額する内容となっております。

先ほどお話にありましたけれども、士別市国保は22年度におきまして税率の改定をいたしまして、単年度約3,500万円を引き上げる内容の改定を行いまして、仮に更なる収支不足が生じたといたしましても、当面、税率の引き上げは行わずに複数年置いて、お話にありましたように、減少させていくということを考えております。今後、国保事業におきます療養給付費を円滑な部分で可能とするためには、予備費という部分があれば円滑な対応が可能となるわけでございますが、お話にありましたように、今のところ厳しい状況にあるという中で、今後、基金等を保有いたしましたならば、財政調整が可能となりまして弾力的な運営もできるというふうに考えております。

委員長(斉藤 昇君) 佐々木主幹。

市民課主幹(佐々木幸美君) 23年度におきます国民健康保険制度の改正内容についてお答えを いたします。

まず、前期高齢者であります70歳以上75歳未満に係る患者負担割合でございます。本来20年4月以降、後期高齢者医療制度の創設によりまして、現役並みの所得者は3割負担が継続されておりますところですが、この方たちを除く70歳以上75歳未満の方の窓口負担は1割から2割に引き上げとなっているところであります。しかしながら、国は、高齢者医療制度を見直すに当たりまして、急激な患者負担増を抑えるために、改革の方向性を変更しない範囲内での激変緩和措置といたしまして、制度創設の20年度以降、窓口負担増を時限的に凍結するという措置を講じてまいっている状況であります。23年度におきましても、健康保険法の本則どおりの2割負担とするのではなく負担増を凍結しまして、引き続き1割に据え置く予算措置を24年3月までの1年間延長するという内容でございます。

この特例措置によりまして、患者負担が2割から1割に抑えられ、各市町村国保が支払う保険者負担こちらも9割から8割に引き下げとなり、この凍結相当分の1割は指定公費負担医療費といたしまして、国が審査支払機関を通じまして各医療機関へ支払うという枠組みとなっているところであります。

以上です。

委員長(斉藤 昇君) 伊藤委員。

委員(伊藤隆雄君) この措置は、今お話があったように1カ年の措置ということで、その後の 関係についてはまだわからないと、こういうことですね。

委員長(斉藤 昇君) 佐々木主幹。

市民課主幹(佐々木幸美君) いずれも時限措置という特例措置になりますので、予算のほうは 24年3月までの1年の延長をかけているという状況であります。

委員長(斉藤 昇君) 伊藤委員。

委員(伊藤隆雄君) わかりました。

それでは、次に、この課税限度額の引き上げ、これは今年度4月から医療費分あるいは後期 高齢者支援、介護給付金の引き上げがあるわけですけれども、この内容とこの程度の引き上げ による額が出てくるのか、総体でですね。この点だけ聞かせてください。

委員長(斉藤 昇君) 有馬部長。

市民部長(有馬芳孝君) お答えいたします。

課税限度額の引き上げについてでございますけれども、平成23年度の税制改革大綱におきまして、比較的税負担感の重い中間所得者層の負担軽減を図ることを目的といたしまして、国民健康保険税の限度額の引き上げが予定をされているところでございます。内容は、40歳以上65歳未満の被保険者の方につきましては、医療分が現行50万円から51万円に、後期高齢者支援金等課税額が13万円から14万円、介護納付金課税額が10万円から12万円にと、現行73万円から4万円合計引き上げとなりまして、年間77万円となるものでございます。

また、この年齢区分以外の方の場合につきましては、医療分で1万円、後期高齢者支援金等課税額で1万円、合計2万円引き上げとなりまして、現行63万円から年間65万円の課税限度額となるものでございます。

委員長(斉藤 昇君) 伊藤委員。

委員(伊藤降雄君) わかりました。

それでは、最後に国保関係についてお聞きしますけれども、いろいろ今議論をしてまいりましたこの国保会計につきましても、依然として今後とも増加するであろう医療費等を考えると、前段、決算でも申し上げましたように、既に支払い基金は全額払い戻したと、一切ありませんと、こういうことであります。今回、最終日に34号議案で基金の積み立て1億5,000万円というふうに出ておりますね。22年度で新規に基金を積み立てる。これは、その1億5,000万円という基金の額を1億5,000万円とした背景といいますか、今の収支状況の中で通常は収支バランスが崩れると、先ほどお話あったように、一時的には補正予算で対応するということですけれども、そういうことでなくて、将来の支払いに充てるための準備基金ということの性格を持って1億5,000万円を多分積み立てるんだろうというふうに考えておりますけれども、この1億5,000万円を設定したという背景というか設定した基準、これについての考え方だけお聞かせください。

委員長(斉藤 昇君) 相山副市長。

副市長(相山佳則君) 国保会計につきましては、今までお話しいただきましたけれども、まず、 平成22年度の予算を組むに当たって、平成22年度については、1つは、歳入のほうで見込まな ければならない前期高齢者交付金というのがありますけれども、これが前々年度のといいます から、平成20年度の交付金の精算を22年度で行わなければならなかったという状況がございま して、その精算金として約2億円以上を20年度の見込みの中から減らさなければならなかった といったこと、あるいは高額給付に係る医療費の伸びもあったといったようなこともあって、 最終的には今お話ございましたように、基金を全部取り崩して、そして予備費もとらないという状況の中でも、なお収支のバランスがとれないということで、ただ、その収支のバランスのとれない分を単年度で税率を上げるということになりますと、市民の御負担が相当大きくなるもんですから、そういった状況は避けたいということで、先ほど来、三好次長が申しておりましたけれども、5年間をかけてこれを何とか健全化していきたいということであります。

それで、単年度単年度の収支ということを考えますと、その税率を引き上げて5年間で健全 化するという中で見通しが立つという状況でありますけれども、今お話のありましたように、 もう既に基金も全部崩して予備費もないという状況の中では、何か不測の事態が起きたとき、 例えば景気が大幅に落ち込んで税収が上がらないですとか、あるいは今回大きな災害がありま したけれども、何か災害があったというようなときには対応できないんでありますし、今、想 定されますのは、例えばインフルエンザですとか、単年度でそういった流行性の感冒がはやっ たといったときに医療費がかさんだというときにも、予備費がないという状況の中では対応で きないという状況があります。そういった中では、やはり基金というものはしっかりとなけれ ばならんだろうということで、これはどのぐらいがいいかとなりますと、額が多いということ にこしたことはないと思うんですけれども、通常、単年度の予備費というのが保険給付費の 3%ぐらいを見るというのが一般的な考え方でありまして、うちの今の保険給付費からすると 大体年間3%で5~6.000万円になろうかと思いますけれども、まず、きょうの御質問の冒頭、 一般会計の見通しのお話いろいろありましたけれども、そういった一般会計の状況も考えます と、そういったものの3年間分ぐらいを基金として積みたいということで、5,000万円の3年 間ということで1億5,000万円という見込みを立てて、最終日に御提案をしようというところ であります。

以上です。

委員長(斉藤 昇君) 伊藤委員。

委員(伊藤隆雄君) 通常の収支の中では特別なことが起きない限り基金は取り崩さないで、いわゆる不足額は充当額で対応していくと、こういう認識でよろしいということか。いずれにしても、この23年度は大きな状況が変わってこない限り、今年度は1億5,000万円を積んで、それは取り崩さないで、ある一定の額については単年度の収支バランスをとるということで補正予算で対応するという、そういう考えでよろしいですね。

委員長(斉藤 昇君) 相山副市長。

副市長(相山佳則君) あくまでも基金については、そういった不測の事態に備えて、基金もない、予備費もないという脆弱な構造ということでありますので、少しでもそういった状態を回避したいということで基金を積むわけでありますけれども、単年度単年度の収支については、今申しましたとおり、繰上充用というような長期的な視点を持った予算を組みながら、その中で対応していきたいというふうに考えております。

委員長(斉藤 昇君) 伊藤委員。

## 委員(伊藤隆雄君) わかりました。

それで、最後に申し上げておきたいんですが、前段からいろいろ決算状況、さらに今年度の予算編成の内容、こういうことにかんがみまして、今後の市政全般についてなんですが、特に財政的なことから申し上げれば、今年から5カ年の新たな財政健全化計画ということが始まります。一方では、平成20年度に設定した総合計画の着実な進行ということも当然あるわけであります。しかし、財政状況は依然として税収、いわゆる自主財源の落ち込みというようなことから、依存体質にあるということは変わらんであろうというふうに思います。

一方、前段申し上げたように、病院の改革プランの実行、それから今ほど申し上げた国保事業の安定的な財政運営、こういう課題もあるわけであります。したがいまして、これらの対応が今強く求められているんだろうと思います。

したがいまして、これらの課題に向けて今後の市政に心して当たっていただきたい、こういうことを申し上げて、私の予算質問を終わりたいと思いますが、総合的に何かお考えがあれば一言いただきたいです。

委員長(斉藤 昇君) 相山副市長。

副市長(相山佳則君) 今後の長期的な財政見通しを立てた上でしっかりとした財政運営をしなければならんということでは、一般会計のほかにすべての会計がすべて健全化をしていくということが一番初めに挙げられるわけでありますけれども、ただ、実態として、今言ったように、病院会計ですとかといったものの長期的な見通しの中でも更に一般会計の繰り出しをしなければならんという状況がございます。そういった中にあっても、今、病院のほうでもしっかりとした、今、新院長のもとでの新しい病院の体制の中で一丸となってやっていくといったような方向もだんだん固まりつつありますし、そういった各会計をまず健全化すること、それと一般会計についても、今、総合計画のお話がございましたけれども、中長期的な視野に立って各事業をしっかりと組めるように、各年度の事業の配分をしながら、これは3年間の1年ごとに3年間のローリングをしながらやっていくわけでありますけれども、そういったところをしっかりとらまえながら財政運営をやっていきたいと思います。

ただ、今回いろいろ激甚災害等々もあって、交付税がどうなるかとかいろいろな情報も出て くると思いますので、まずはいろいろな情報を的確にとらまえながら、見誤らない財政運営に 心がけていきたいというふうに思います。

以上です。

委員長(斉藤 昇君) 伊藤委員。

委員(伊藤隆雄君) 以上で私の質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

委員長(斉藤 昇君) 国忠崇史委員。

委員(国忠崇史君) 通告に従いまして総括質問を行います。

今回3つのテーマで質問いたします。

第1には、スポーツイベントと体育施設についてということで、私は、最初、質問通告書を書いたときに、要旨に2011アジア大会と間違って書いちゃったんですけれども、今年は世界陸上が行われる年ですね。アジア大会は去年の秋に中国南部の広州というところで行われていましたね。もし間違ったの持っていた方いましたら、申しわけございません。

最初に、今年、世界陸上が韓国のテグ市というところで行われます。大邱と書くんですけれども、韓国のテグ市で行われます。前回の4年前、2007年は世界陸上が大阪であったんですね。ドイツの選手団がその大阪世界陸上の直前合宿を士別で行ったわけです。今回それから4年たって、ドイツのほかも含めて国家代表レベルの合宿の申し込みだとか打診だとかというのは来ているのかどうかという点をまずお伺いいたします。

委員長(斉藤 昇君) 加納スポーツ課主幹。

スポーツ課主幹(加納 修君) お答えいたします。

現在のところ、ドイツチームを初め、ほかの国家代表チームの申し込みや打診は来ておりません。

以上です。

委員長(斉藤 昇君) 国忠委員。

委員(国忠崇史君) 前回2007年、旭川からソウルに飛行機の便もあって、それも活用してドイツのチームは、ごめんなさい、2008年ですね、ごめんなさい。世界陸上の次の年の2008年ですね。北京オリンピックがあって、そのときにドイツの代表チームは、旭川からソウルの飛行機も使って北京に行くのに事前にまた士別に来たと、直前合宿を行ったと。また来年2012年に今度はロンドンで、遠いんですけれどもロンドンでオリンピックがあります。それも含めて申し込みだとか問い合わせはないでしょうか、もう一問お伺いいたしたいです。

委員長(斉藤 昇君) 加納主幹。

スポーツ課主幹(加納 修君) お答えいたします。

世界陸上同様に、現在まで来年のロンドンオリンピックについても申し込みや打診はございません。

以上です。

委員長(斉藤 昇君) 国忠委員。

委員(国忠崇史君) 以前、菅原清一郎議員も質問の中でおっしゃっていたんですけれども、この2007年と2008年にドイツ代表が合宿に来たことで、毎年決まった時期に実業団とか大学チームが合宿に来ているのとバッティングしてしまったというか、結局、実業団、大学チームが結果的には士別の合宿をあきらめざるを得なかったと、そういった事例が起こったと聞いております。そのとき、今申し上げた2007年、2008年世界陸上と北京オリンピックのときの合宿をきっかけに、ドイツ選手団が来たことをきっかけに、その後、1度も来なくなった実業団とか大学のチームなんていうのは、これはあるんでしょうかお伺いします。

委員長(斉藤 昇君) 加納主幹。

スポーツ課主幹(加納 修君) お答えいたします。

ドイツ合宿の影響で完全に来なくなったチームというのはございません。しかしながら、2007年の大阪の世界陸上の直前合宿の際は、ドイツが陸上競技場を占用使用したいということが希望されまして、一部の常連の実業団チームにおかれましては、士別合宿をキャンセルするということがございました。また、翌年の2008年の北京直前合宿でも、ドイツチームは陸上競技場は占用使用しなくてもいいということでありましたけれども、やはり若干の影響があったというふうにとらえてございます。

また、翌年2009年には、実業団チーム、不景気のせいでかなり廃部というところもございまして、合宿の入り込み数かなり減少いたしまして、かなり心配いたしたんですけれども、昨年2010年度はチームの数はそれほど増えていないんですけれども、合宿の期間が長くなったり人数が増えたりいたしまして、ようやく実績を挽回したというところでございます。

以上です。

委員長(斉藤 昇君) 国忠委員。

委員(国忠崇史君) 今お話聞いたところ、私なりに言いますと、やっぱりいわゆるリーマンショックで各企業がかなり、今回復したとはいえ、一時的にもうかなり打撃を受けて、やっぱり一番先にカットされるのはそういうクラブ活動といいますか、スポーツの活動だったりするわけで、その影響で廃部が起きて、合宿なんかもやっぱり徐々にそういった国際的なものを呼んでいくと、ジャンプなんかでも中国の選手団、それから今年の市政方針の中にも書いてあるけれども、陸上の日韓とかいうふうに、そういった国際的なところにシフトしていく方向性があるんだと思っています。

一般的に、陸上競技の国家代表レベルを呼べたら話題にもなるし、またやっぱりスポーツ界への影響も大きいと思うんですね。それで士別は合宿の里というふうに標榜していますし、その辺、今後、士別の合宿の里としての名声を高めるための課題といったところを、どうお考えになっているかお聞きします。

委員長(斉藤 昇君) 加納主幹。

スポーツ課主幹(加納 修君) お答えいたします。

前回のドイツナショナルチームの受け入れでは、テレビや新聞など大きく報道されまして、 士別の練習環境のよさ、あるいは合宿の施設面の整備状況、あるいは受け入れ態勢ということ で、十分な形で全国にアピールはできたかなというふうに思っております。また競技成績にお きましても、ドイツチームにおかれましては、大阪の世界陸上では投てき 1 種目を中心に 6 個 のメダルを獲得されまして、本当にすばらしい成績を残されました。

しかしながら、本年の世界陸上は8月27日から9月4日、来年のロンドンオリンピックは7月27日から8月12日の開催ということでありますから、国家代表レベルのチームの直前合宿を受けた場合は、いずれも士別の夏の常連チームの合宿の真っ最中でありまして、宿泊施設や陸上競技場などは競合するということになります。既に国内チームからは多数の申し込みを受け

ておりまして、前回のドイツ合宿のように国家代表チームを優先しますと、どうしてもリスク を背負うことになるのかなというふうに思っております。

夏季の7月、8月、9月、この3カ月については、宿泊所、トレーニング施設の不足というのが士別市の合宿の里づくりについては最大の課題であります。国家代表チームの受け入れを夏季の大会の直前合宿ではなくて、あるいは春、秋の時期に実施をされる強化合宿等の誘致、それから士別市はウエートトレーニング施設あるいはサブグラウンドが非常に充実をしておりますから、投てき種目を誘致するというような工夫を凝らした誘致活動を行っていくのも一つの方法かなというふうに思ってございます。

以上です。

委員長(斉藤 昇君) 国忠委員。

委員(国忠崇史君) 合宿が重なる時期じゃなくて春秋に誘導していくと、直前合宿というより は強化合宿に誘導していくという、大変いい案だと思うんです。ぜひその方向で頑張ってほし いと思います。

それで、次は野球の話にかわります。

この間、断続的に私も十河剛志議員も取り上げていますけれども、北海道日本ハムファイターズの2軍公式戦誘致についてです。去年の10月にファイターズの社員、社員というかスタッフの方が直接ふどう球場のほうに調査に来たと。士別市としても、ファイターズ独自の様式で関心表明書というのがあるんですけれども、2軍公式戦誘致に関心を持っているよと、そういうものを送ったと聞きましたが、その後の顛末をこの際承っておきたいんですが、お願いします。

委員長(斉藤 昇君) 加納主幹。

スポーツ課主幹(加納 修君) お答えをいたします。

昨年の12月に、日本ハムファイターズあてに関心表明書を送付いたしました。大変残念ではありましたけれども、本年2月1日付で本年の開催は期待にこたえない結果ということで通知が届きました。来シーズン以降、応募の機会がありましたら、再度積極的に応募いたす考えであります。

以上です。

委員長(斉藤 昇君) 国忠委員。

委員(国忠崇史君) ファイターズの2軍公式戦ですね、2011年度は4試合予定されていまして、 結局決まったのは、道南の江差町それから室蘭市そして芦別市ですね。芦別市は去年予定され ていたんですけれども、雨で中止になったということで来年度開催されます。それから最後は 北見というふうに、必ずしも市でないところ、江差は町ですけれども、そういうところも含ま れていますし、やっぱり球場の整備というのが重要になってきますので、今後とも、今年度 1,500万円ほどで改修するということですので、ぜひお願いしたいと思います。

私が今考えていることがあって、そういったスポーツイベントのときにアクセスが問題にな

るんだろうなというふうに思うんです。ふどう総合公園のアクセスなんですが、テニスコート、 野球場、陸上競技場とあわせた駐車場があると思うんですが、この駐車場というのは何台分ぐ らい駐車できるものだったんでしょうか。

委員長(斉藤 昇君) 加納主幹。

スポーツ課主幹(加納 修君) お答えいたします。

普通乗用車257台、大型バス5台分であります。

以上です。

委員長(斉藤 昇君) 国忠委員。

委員(国忠崇史君) 私が持っているベースボールマガジン社の本なんかを見ますと、各球場の 収容人数なんか紹介していまして、士別の市営ふどう球場はどうも4,000人、外野とかももう それこそびっしり座ってだと思うんですけれども、やっぱり4.000人と、もしうまいことファ イターズの2軍戦を誘致できたら、やっぱり4,000人ぐらいはお客さん来るだろう。その場合 に、この車257台、大型バス5台というスペースでは足りないと思うんですね。なるべく公共 の交通機関を使うように呼びかけると、これはどこでもやっていることなんですけれども、ど この町でも、こういうスポーツイベントのときは公共の交通を利用してくれということを言い ますけれども、考えてみたら、道北バスが名寄と旭川の間を結んでいますけれども、私も乗っ てみました。そして、陸上競技場の入り口のところのバス停ですね、バス停に何と書いてある かというと士別高校前と書いてある。実際バスに乗って、今、士別高校前とアナウンスしない んですね、みんな勘違いしますんで。何とアナウンスするかというと、バスのアナウンスは、 次は旧士別高校前ですというふうにアナウンスになっています。こういったスポーツイベント、 プロ野球試合なんかも含めたイベントを誘致するに当たっては、最寄りのバス停を早いうちに 改名しておくと、例えば、ふどう総合運動公園入り口とか、ちょっと長いですけれども、そう いった名前に変えておくと、そういうバス停の名前を変えることについて、バス会社への要望 などをされるというつもりはないでしょうか。

委員長(斉藤 昇君) 加納主幹。

スポーツ課主幹(加納 修君) お答えをいたします。

御質問の旧士別高校前のバス停の改称についてでありますけれども、道北バスに問い合わせをいたしましたところ、旧士別高校と1つ手前のふどう公園のバス停について、名前の変更の了解をいただきました。既に春のダイヤを発表されていまして、4月からの改称は難しいんですけれども、7月1日から変更をしてもらうという予定であります。2つの停留所の名称については、関係者と十分協議をいたしまして、市民にわかりやすい名称を決定していきたいというふうに思っております。

以上です。

委員長(斉藤 昇君) 国忠委員。

委員(国忠崇史君) 大変ありがとうございます。

バス停の名前、翠月に近いほうのバス停は、多分私なんかに言わせると博物館前とかいうほうにされることをぜひ希望します。この前、夜の博物館開館では館長初め大変頑張ってやっておられましたので、博物館にもぜひ人が来るように祈っております。では、スポーツ施設の件はこれで終了します。

第2のテーマとして、観光の振興について取り上げます。

北海道は年々東アジアからも観光客がいっぱい来て、特に台湾とか香港、シンガポール、それから中国大陸のほうでも南部の人々には、この雪の景色というのは大人気ですね。毎年この中国語圏の方とそれから韓国もなんですけれども、旧正月にまとまって休みがあります。今年は2月初めの1週間ぐらいが旧正月だったんですけれども、その間、士別の特に羊と雲の丘だと思うんですが、士別の観光スポットを訪れた外国人観光客の人数とか、それから団体の数ですね、もしお手元にありましたら、ここ数年との比較も含めてぜひ御紹介ください。

委員長(斉藤 昇君) 竹内主幹。

商工労働観光課主幹(竹内雅彦君) お答えいたします。

世界のめん羊館のこの3年間の2月に訪れました外国人の観光客数でございますけれども、いずれの年も2月は香港からの観光客でございました。今年の2月ですけれども、3団体、97人でございます。昨年の2月でございますけれども、10団体、306人、そして一昨年、21年2月が4団体の92人でございました。

以上でございます。

委員長(斉藤 昇君) 国忠委員。

委員(国忠崇史君) やはり特に去年なんかはたくさん300人以上の方が香港、主に香港から来ていらっしゃるということで、めん羊館なんかで聞くと香港の方だとかは雪野原に寝転んで写真を撮ったりとか、そういうふうに雪景色をとても楽しみにされていると。やはり接客に当たっては、いろいろ接客する機会もあると思うんですが、簡単な中国語とか韓国語のあいさつも必要になってくると。もしこれから東アジアからの観光の方が増えてきて、士別市内で買い物もしてもらうということになると、数の数え方ぐらいは必要になってくるんじゃないかなと。

そこで、昨年くるるん工房のスタッフの方々に対して中国語講座を開かれたというふうに聞いていますけれども、この講座の回数とか講師をどこから呼んできたかとか、あとそれにかかった費用とか、後日どういう効果があったかというような、そういった概要についてぜひ教えてください。

委員長(斉藤 昇君) 竹内主幹。

商工労働観光課主幹(竹内雅彦君) お答えいたします。

この講座は、近年、香港を中心といたします多くの外国人団体旅行客がめん羊工芸館や市内の観光施設を訪れておりますことから、地方の元気再生事業におきまして羊毛工芸インストラクター要請講座を開催いたしました。講師の方は、社団法人旭川観光協会の主任観光誘致担当として勤務しております中国内モンゴル出身の方で、旭川観光協会にお願いし派遣していただ

きました。

講座の内容は、中国圏観光客へのおもてなしの心をテーマといたしまして、外国人へ観光 P R する上での観光の意識や中国圏観光客の言語の説明、講師の母国であります中国内モンゴルの気候、風俗、習慣などについて、くるるんのインストラクター10名のほか、市内の観光施設、ホテル関係者など19名が受講いたしました。費用は約3万4,000円ほどかかっております。また、参加者からは中国圏の文化や風俗の理解は深まりまして、また簡単な歓迎のあいさつなどもできるようになったということで、一定の効果があったものと考えております。

以上でございます。

委員長(斉藤 昇君) 国忠委員。

委員(国忠崇史君) 中国「ないモンゴル」ではなくて、多分中国「うちモンゴル」自治区だと思うんですが、そこの内モンゴルの出身の方が講師になったということですね。それでその講座、大変よかったというか、なかなか取っかかりとしてはいい事業ではないかと思うんですが、今年はその中国語講座を行うことができなかったというふうに聞いているんですが、そこら辺、できなかった事情というか理由がもしございましたら、お話しください。

委員長(斉藤 昇君) 竹内主幹。

商工労働観光課主幹(竹内雅彦君) お答えいたします。

その前に先ほど中国「ないモンゴル」と申し上げましたけれども、中国「うちモンゴル」の 間違いでございます。訂正いたします。

中国圏から観光客が増加いたしておりまして、継続して中国語講座の開催を予定しておりましたけれども、スケジュールの都合で今年度の開催は難しくなったところであります。昨年の講座の参加者からも市内の観光スポットへの行き方なども中国語で説明できるようになりたいといった要望も聞いておりますので、新年度開催に向けてスケジュールの調整をいたしておるところでございます。

以上でございます。

委員長(斉藤 昇君) 国忠委員。

委員(国忠崇史君) 実は私自身、最近、中央公民館の事業でゼロから始めるフランス語というのを受講しているんです。やはり市民のいろいろな世代の女性、男性が集まって熱心に、もう全然僕フランス語わからないんですけれども、そこからゼロの状態から一生懸命赤ちゃん状態になって語学にチャレンジするというのは非常におもしろいし、しかも講師は本物のフランスの方なんです。今、レストランミューに来ていらっしゃる方なんですけれども。さらに、受講料が無料という、これ太っ腹な話なんですね。2月に4回、フランス語を受けて、さらにあと2回その先生とも話し合って追加レッスンをしようという話になったときに、公民館長さんのほうで、いや、マイプラン・マイスタディ事業というのがあるよというふうにそういう事業を出してきてくれたんですね。この今の中国語の話と関連してくるんですが、マイプラン・マイスタディ事業は公民館の事業らしいんですが、この事業というのはどんなもので、いつ始まった

のかというのをお聞きしたいんです。

委員長(斉藤 昇君) 田村中央公民館館長。

中央公民館長(田村康二君) お答え申し上げます。

マイプラン・マイスタディ事業につきましては、市民5人以上の方々で構成される各種団体及びサークルが自主的に企画した学習活動に対して教育委員会が支援をするものであります。これは、市民の皆さん、今お話ししたとおり、自主的に企画するということでありますが、ある一定の要件がございます。例えば市民生活に役立つ内容や地域課題、それから文化・教養に関することなどの学習会、講習会、講演会または展示会などで、主催する団体の会員のみを対象とするものではなく、一般市民を受講対象者としてその事業を行う場合に教育委員会として支援するものであります。

それで、具体的な支援内容といたしましては、講師謝礼、会場借上料及び材料にかかわる費用の助成や地元新聞社への記事掲載の依頼、対象活動の受講希望者の申し込みの受け付けなどを中央公民館として行うということでございます。申請していただくことになるわけでありますが、事業を開催する20日前までに中央公民館のほうへ所定の様式に従って申請をしていただくというふうな形になっております。

今お尋ねのございましたいつから始まったのかということでございますが、この事業は昭和 59年度から始めておりまして、27年が経過しております。

以上でございます。

委員長(斉藤 昇君) 国忠委員。

委員(国忠崇史君) もう27年も経過している事業で、とても講師の謝礼とかもそこから出るということで、外国語をどんどんこれで勉強できるなと思った次第なんですけれども、このマイプラン・マイスタディ事業だけじゃなくて、ほかの外国語関係の講座とかイベント、中央公民館で扱っていると思うんですけれども、大体この5年ほどでいいので、公民館で扱った外国語の講座とかイベントというのはどのぐらいあったのか、その量的な問題もお尋ねしておきます。委員長(斉藤 昇君) 柴山主幹。

中央公民館主幹(柴山 勉君) お答えいたします。

平成21年度の事業としてですが、就学前の子供とその親を対象に「~英語に触れてみよう~えんじょい!エンジョイ! E n j o y ! 」というタイトルで、英語指導助手を講師として開催し、未就学児16人とその保護者14人、合計30人の参加がありました。英語を活用した簡単なゲーム、それから数字や歌、さらには動物の名前などを覚えるなど、英語に親しみを持ってもらう内容で実施したところ好評でありましたことから、平成22年度にも引き続き開催いたしまして、未就学児15人とその保護者10人で合計25人の参加があったところであります。

次に、「生き生き英語ランド」というタイトルの事業として、平成20年度から小学生の1年 生から3年生までと4年生から6年生までとに分けた事業を各1回ずつ開催いたしております。 この事業は、英語でゲームやクリスマスカードなどを作成しながら、英語に親しんでもらうこ とを目的に実施いたしました。各年度ごとの実績につきましては、平成20年度は2回催し参加者数44人、平成21年度は2回開催し参加者数46人、平成22年度は2回開催し参加者数46人でございます。

次に、一般の方を対象とした事業では、平成17年度に中国の文化や言葉を学ぶ機会を提供するために、優しい中国語講座として開催し、全5回で参加者数は延べ82人、平成19年度には韓国の言葉や文化を学ぶためにハングル講座を開催し、全5回で参加者数は延べ144人、本年度ですが、フランス人によるフランス人の文化や言葉を学ぶために「ゼロから始まるフランス語講座」というタイトルで2コース開催し、全8回で参加者数は延べ60人の実績となっております。なお、外国語にかかわるイベントにつきましては実施しておりません。

委員長(斉藤 昇君) 国忠委員。

以上です。

委員(国忠崇史君) 英語も多いですけれども、ハングルも延べ144人が参加されたということで、大変皆さん学習意欲がある市民だと思います。話が先ほどの観光客誘致に戻りますけれども、くるるん工房とか、あとホテルのスタッフの方だけでなくて、市民一般だれでも参加できますよという形で、例えば中国語講座を行っていく。そして市民の1割、2割は、二イハオ、シェイシェイ、ファンインファンイン、歓迎ですね、ぐらいは言えるようにしていくと、そういう方法もあるのだというふうに提案方々思う次第なんです。やっぱり目的意識的に外国人接客ができる人を、そういった市民を目的意識的に養成していくという方向でいきたいと思うんですが、そういう提案をしたい次第なんですが、担当部局のほうはどうお考えでしょうか。

委員長(斉藤 昇君) 田村公民館長。

中央公民館長(田村康二君) 私のほうからお答え申し上げます。

今お話のございました中国語講座をということで、開催をするに当たって市民を対象にして というふうなことでございますので、その関係につきましては、これまで観光関連で実施をし てきている経過もございますので、経済部商工労働観光課とも十分に協議をいたしまして、公 民館といたしましては生涯学習活動の充実という観点からも十分検討してまいりたいと考えて おります。

以上でございます。

委員長(斉藤 昇君) 国忠委員。

委員(国忠崇史君) ぜひそこは組織の壁を越えて、連携して中国語と観光というふうに連携して頑張っていってほしいと思います。

次、純粋に観光の問題に移りますけれども、士別の売り込みの仕方なんですが、皆さん御存 じかもしれないですけれども、士別の観光ポスターで角のあるジャコブという羊をあしらった もので、キャッチコピーが「音のない壮大なシンフォニー」というポスターがあるんですけれ ども、これは結構なかなかいいコピーだと私は思っていたんです。この音のない壮大なシンフ ォニーというのは、だれがいつごろ考えたのかというのはおわかりでしょうか。 委員長(斉藤 昇君) 竹内主幹。

商工労働観光課主幹(竹内雅彦君) お答えいたします。

この音のない壮大なシンフォニーが心に響くのポスターは、昭和60年10月に作成して以来、現在も使用しております。作成に当たりましては、旭川市の広告会社に発注しておりまして、このキャッチコピーの作者についてまではお知らせいただいていないところであります。以上でございます。

委員長(斉藤 昇君) 国忠委員。

委員(国忠崇史君) 旭川の広告会社の方なんでしょうけれども、士別が音がないと、これは非常に士別の特徴を言い当てていると私なんかは思うんです。皆さん、夜なんか非常に静かな町ですよね。市内にいたら、夜、汽車が走っている音が遠くにいても聞こえてきますね。そのぐらいですから、やはり都会から士別に休暇をとってやってくる人が求めているというのは、いわば何もないところなんだと、何もないから士別に行って息を深呼吸しようやと、そういうようなところだと思うんです。観光の宣伝ですけれども、あれもあるこれもあるというふうに宣伝したくもなりますけれども、やはり私の考えでは、士別という静かな士別というのを逆手にとって、むしろ何もないですが、ここではゆっくりと深呼吸できるんだと、そういうような静かさとか、一つ一つの観光資源は大粒ではないけれども静かなところですと、そういう何もなさというのも観光行政としてこれから押し出していく方法もあるんじゃないかなと思う次第ですが、よかったらお考えをお聞かせください。

委員長(斉藤 昇君) 竹内主幹。

商工労働観光課主幹(竹内雅彦君) お答えいたします。

お話のとおり、何もないことをPRしていくことが士別らしさだと思うとのことでございますけれども、委員お話のとおり、士別の観光資源の中には雄大な自然があり、満天の星のほかに天塩岳や天塩川、大きく広がる田園風景や雪景色などがあります。このような自然美豊かな観光資源を、都会の喧騒も離れまして、こうした自然の中に身を置き、ゆったりとした時間を過ごすということも旅の一つの楽しみであるかと思います。この観光資源に手を加えないことが、かえって訪れる人を魅了する大切な要素である場合もありますので、そのことも十分考えながら、本市更に道北圏の観光振興のあり方を再度調査研究してまいりたいと考えております。以上でございます。

委員長(斉藤 昇君) 国忠委員。

委員(国忠崇史君) 国忠節といったところにつき合っていただいて、どうもありがとうございます。すみません。

では、一般質問でも前に取り上げたんですけれども、羊田黒助こと、さほっちの話題に移ります。

皆さん忘れているかもしれないんですけれども、実は今年度の予算の最初に、さほっちというか、着ぐるみは2体で予算ついていたんですね。8月にさほっちがデビューして以来、羊田

黒助 1 体なんですけれども、新年度もその 1 体でいくということで確認をとっておきたいんですが、よろしいでしょうか。

商工労働観光課主幹(竹内雅彦君) 昨年一体つくりまして、新年度にもう一体つくる予定でおります。

以上でございます。

委員長(斉藤 昇君) 国忠委員。

委員(国忠崇史君) 今、特大でつくってという声もありますので、新しいもう一体つくるということであれば、しっかり皆さんの意見を聞いてからということでお願いします。

それで、今年度8月デビューしてから、今現在までのさほっちを活用したイベントの回数とか、いわゆる出動日数などを教えていただきたいんですが、お願いします。

委員長(斉藤 昇君) 竹内主幹。

商工労働観光課主幹(竹内雅彦君) お答えいたします。

今年度市内で7回の8日間、それから市外で5回の6日間で、計12回14日間出演いたしております。

以上でございます。

委員長(斉藤 昇君) 国忠委員。

委員(国忠崇史君) 7カ月ほどの間で出動日数が14日間ということで、余り多くはないんですね。だから、実は市民の間でも、さほっちにもう会ったという人と、まだ会っていないからぜひ会いたいという人、そういう話題にもなっているんです。

4月からさほっちにとって2年度目を迎えるに当たって、新たな展開をしていきたいというふうに思うんですが、今、道内でも長万部町のまんべくんというのは、もう年賀状が何百通も来たり、稚内市の出汁之介というキャラクターがいるんですが、かなり大活躍していると。やっぱり両者ともブログとかツイッターなんかを活用しているんですね。実は私もツイッターをやっていて、この前さほっちが札幌市の新しい地下街にどうやら出没するらしいということをツイッターで流したんですよ。そしたら、やっぱりそれに食いついてくるというか、じゃあ、ぜひ札幌の地下街に行くというふうに、今、ツイッターというのがすごく広がりますので、やっぱりさほっちに会いたいという人がツイッター上では結構いたんです。ですから、ぜひホームページに市長のページなんかもありますけれども、できればさほっちのページをつくって、さほっちがどこどこのイベントに行きますよというようなことを発信したほうが私はいいと思っているんですけれども、その辺いかがでしょうか。

委員長(斉藤 昇君) うその発信をしないように。札幌には行っていないんですから。 竹内主幹。

商工労働観光課主幹(竹内雅彦君) お答えいたします。

これまでの出演の状況を見ますと、やはり小さな子供さんたちに大変人気がございました。 したがいまして、各種イベントの集客を図るために、できる限り出演要望にこたえてまいりた いというふうに考えております。

また、出演効果を最大限生かすためにも、どのような発信方法が適当か検討いたしまして、 事前に出演情報をお知らせしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

委員長(斉藤 昇君) 国忠委員。

委員(国忠崇史君) 先ほど委員長おっしゃったとおり、札幌でのイベントが中止になったので、 結局さほっちはそこには行けなかった。中止というか、地震の関係でキャラクターが出ないと いうことになりました。残念ですが、でも、新しい年度のさほっちの活躍を期待して、この観 光の件は終わります。

委員長(斉藤 昇君) ここで午後3時まで休憩をいたします。

(午後 2時45分休憩) (午後 3時00分再開)

委員長(斉藤 昇君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

総括質問を続行いたします。国忠委員。

委員(国忠崇史君) 私の総括質問の最後は、新しい保育園の建設についてです。

市で運営しているあけぼの保育園とあすなろ保育園を廃止して、それを統合したものをここからほど近い中半産業の東側、4,200平方メートルのところに建てると。そして、新年度の予算で事業費5億2,650万円とついております。それで、この新しい保育園の定員について、何人になるかということを一つ、それから新しい保育園は2階建てになっているんですね。士別では保育園としては初めて2階建ての施設をつくるということになります。2階建てになると、要は防災などに特段の配慮が必要になってくるんですけれども、そういったところどのような対策を行っているかと。やっぱりつくる前に、2階建ての保育施設を視察などに行ったかどうかということ、定員の件とあわせてこの件をお伺いします。よろしくお願いします。

委員長(斉藤 昇君) 大西こども・子育て応援室参事。

こども・子育て応援室参事(大西紀代美君) お答えいたします。

士別地区における3つの認可保育所の定員180名のところ、入所状況は昨年度末で196名、本年2月末現在で190名入所されており、定員増となっております。そこで、保育所の統廃合により2つの保育所となり、新設保育園は110名、北星保育園は90名、合計200名の定員となり、20名の増員となります。

続きまして、防災対策の御質問でありますが、新設保育園設計に向けまして保育施設の先進 地視察を行っております。札幌市を初めとした大都市の保育園は、ほとんどが2階建てとなっ ておりまして、避難経路や防災対策についても万全を期しております。新保育園についても、 同様の措置を講じております。具体的に申し上げますと、消防法に基づいた避難経路を1階、 2階ともに確保しており、特に2階につきましては、南側にベランダを配置して避難通路を確保して、両サイドから2カ所の避難階段を設置して、万が一火災等が発生したときにも迅速に対応できる設計になっております。また、毎月実施しております避難訓練につきましても、新保育園へ移行しても引き続き実施いたしますので、防災対策は万全を尽くしていきたいというふうに考えております。

以上です。

委員長(斉藤 昇君) 国忠委員。

委員(国忠崇史君) 今現在3つの保育園で180定員のところを、もうそれを上回る園児が入っているということで、士別の保育状況も大変なんですけれども、3月9日の北海道新聞によりますと、全国でいわゆる待機児童が5万人に迫っていると、それで札幌が1,384人、旭川市162人、ここまでは昔はよく言われていたんですね、札幌、旭川は保育園になかなか入れない。札幌、旭川だけでなく、両市を除く、札幌、旭川を除く道内でも121人が入園待ちしていると、これは10月現在です。やっぱり年度が進むにつれて入園希望は増えてきて、特に3月になってくるともう保育園もいっぱい、入園待ちもいっぱいという状況が毎年のことなんですけれども、やっぱりこの121人以上に今増えていると思うんですが、この待機児の中に士別市でも待機というふうに扱いをされている児童が果たして入っているのかどうか。ゼロ歳児なんかは確かに今入園しづらくなってはいるんですけれども、ここでいう待機児童というカテゴリーに入るのかどうかお聞きしておきます。

委員長(斉藤 昇君) 大西参事。

こども・子育て応援室参事(大西紀代美君) 待機児童についての御質問にお答えいたします。 昨年の10月末の調査では、待機児童は1人もおりませんでしたので、この121人の中には入 っておりません。本年2月末現在も待機児童はおりません。しかしながら、認可保育所の指定 がありますと、3カ所ある中でここの保育所にどうしても入りたいというふうに指定がありま すと、希望に沿えない場合があり、空きができるまでほかの保育所に一時的に入所してもらう など、保護者と十分な協議をしながら対応をしていることもあります。

国忠委員お話しのように、特にゼロ歳児についての入所申し込みは増加傾向にあります。過去には保育場所が狭くて受け入れないこともありましたが、北星保育園の増改築に伴い改善されておりまして、現在は、北星とあけぼの保育園の2カ所につきましてゼロ歳児20名の保育をしております。

以上です。

委員長(斉藤 昇君) 国忠委員。

委員(国忠崇史君) 今後ともゼロ歳児を保育するということは、その親が育児休業もしっかり と長期間とれないということでもありますから、ゼロ歳児を預けたいという需要があれば、す ぐ対応できるような仕組みを整えていってほしいと思います。

新保育園の話に戻りますが、定員が110人になるということで、ある程度今までの60人から

大規模化するんですね。約1.8倍ぐらいに規模は大きくなります。そうすると、いわゆる保育園の疑似家庭的な環境と申しますか、保育園に朝夕お迎えに来るいろいろな人のいろいろな園児のお父さん、お母さん、それを子供がやっぱり面識があるということが結構重要なんですね。だから、だれだれちゃんのお母さんが来たとか、だれだれ君のお父さんがお迎えに来たとか、そういうふうに園児はほかのお友達の親というのを認識して、顔と名前と一致させて保育園の環境というのを園児自身がつくっていくという面もあるんです。私もいろいろな保育園を見てきましたが、大規模化すると、やはり子供にとってもこの人はだれのお父さんなんだろう、この人はだれのお母さんだろうというふうにわからなくなってくる面が出てこないかと、それだけがちょっと心配しているところなんですが、そこら辺はどういうふうに疑似家庭的な環境というのをつくっていくか、お尋ねしたいと思います。

委員長(斉藤 昇君) 大西参事。

こども・子育て応援室参事(大西紀代美君) お答えいたします。

1施設約100名規模の保育所となりますことから、人数が多くなることにより、1歳ごとに分けた年齢別保育が可能となり、1クラス約30名以下と予測されますことから、今までと同じように家庭的雰囲気の中で一人一人の発達に応じたきめ細やかな保育をすることが可能となります。また、保育士と保護者との連携についてでありますが、クラスごとに担任として正職員の保育士を配置させ、スタッフを複数にすることにより、保護者と十分な意思疎通を図りながら相談しやすい体制をつくり、円滑な運営に努めていく予定であります。

以上です。

委員長(斉藤 昇君) 国忠委員。

委員(国忠崇史君) ぜひ保育園の家庭的な雰囲気をしっかりと保全していってほしいと思います。

次に、さっきの新しい保育園の視察についてなんですけれども、最近よく食育ということが言われて、食育基本法なんていうのもありますけれども、私がいろいろ見た保育園の中で印象に残ったのがあって、給食室が施設の真ん中にあるんです。よく考えてみたら、日々保育園の園児というのは、きょうは何の御飯なのかと、きょうのメニューは何なんだと、そしてお昼御飯を食べ終わったら、もうすぐにきょうのおやつは何だろうと、正直食べることにすごく関心があって、これは、でも食育の観点から見てとてもいいことですよね。食べ物、きょうのメニューは何だろうということに興味津々だと、だから保育園でも調理室を真ん中に置いて、園児がそれを見回すよう、保育室が調理室の周りに配置されているような保育園もあります。そういうところもあるので、ぜひ設計する上で研究とか視察、食育の観点からも行ってほしいと思うんですが、どのようにお考えでしょうか。

委員長(斉藤 昇君) 滝上主査。

こども・子育て応援室主査(滝上聡典君) お答えいたします。

まず、食育の観点からの給食室の配置についてでございますが、食育推進の観点から1階の

ほぼ中央でプレールームに面した場所に配置しております。そこで給食をつくっている様子や 配膳をしている様子が園児や保護者からも見えるような構造になっております。また、ゼロ歳 児室と1歳児室の近くに給食室を配置していることで、離乳食の提供や哺乳瓶の回収などがス ムーズに行えるよう、保育士や調理師の動線を考えた設計にしております。

また、視察についてでございますが、札幌市や旭川市、帯広市など約10カ所にわたる先進的な保育園を視察しまして、そこで得ました長所や短所を精査しながら、保育士を中心に約20回の会議を経て保育室の配置や建具、遊具の選定に努めてまいりました。また、保護者を対象に行ってきました説明会で出された要望や入所希望に関するアンケート結果など、保護者の意見や要望を尊重しながら、できる限り理想的な保育環境を実現できるように計画をいたしたところでございます。

以上です。

委員長(斉藤 昇君) 国忠委員。

委員(国忠崇史君) この新しい保育園に先行してつくった北星保育園なんかでは、給食室の動線がなかなかとるのが大変だというところもあったんで、その反省に基づいて新しい保育園がぜひ調理室を子供たちからも見えるような、見えて、しかも調理する人の動線をしっかりと確保するという方向で整備をぜひともお願いしたいと思います。

では、次に、一時保育の話題に移ります。

一時保育というのは、政府の定義では1990年、平成2年に始まり、3年前の2008年には民間保育所の46%が行っています。市区町村がやっている公立の保育所でも2割で実施されています。ところが、2年前に国が制度を改定して一時保育という言葉でなくて、一時預かり事業というふうに名前を変えたんです。しかし、一時預かりと言いますけれども、子供は荷物じゃないので、一時預かりなんていう言葉に保育現場では反発が出ているんですよね。やっぱり現場では保育士たちがそれこそ毎日来る月決めの園児も時々しか来ない一時保育の園児も、変わらぬ水準の保育を保障していこうと、そして毎日の園児も月決めの園児も一時保育で来るイレギュラーな園児も児童も、等しく成長できるように保育を保障していこうというふうに現場では頑張っています。したがって、私も一時預かりじゃなくて、一時保育と言わせていただきますが、この一時保育を士別市として始めてから何年たったかということを1つ。

それから、一時保育の定員が最初5人程度だったのが10人に増えて、それが10人程度とはしつつ弾力的に受け入れするというふうに、やっぱり一時保育の定員も増えてきたんですね。少子化にもかかわらず、一時保育の需要がどんどんふえてくると、そういった原因はどこら辺にあるのかということをお伺いいたします。一時保育を始めてから何年たったかということと、その増えた要因をお願いします。

委員長(斉藤 昇君) 大西参事。

こども・子育て応援室参事(大西紀代美君) お答えいたします。

一時保育につきましては、北星保育園が新しくなった平成14年4月から同時に開始しまして、

本年3月で丸8年目を経過しております。一時保育を開始した平成14年度では、714名と利用者は少ない状況でしたが、年々増加し、平成19年度から21年度までの過去3年間の実績では、毎年約2,000名が利用しております。

定員につきましては、実施要綱ではおおむね5名となっておりますが、利用者の増加に伴いまして、当初は2名だった保育士が現在では5名の保育士で対応をしています。平成21年度の利用実績といたしましては、月曜日から金曜日までの平日では1日平均で7名から8名の子供を保育しており、多いときは1日に12名を超える利用希望がある場合もあり、調整をさせていただく場合もあります。

続きまして、一時保育の需要が増加している要因といたしましては、まず一時保育を利用する理由といたしまして大きく3つあります。1つは、勤務形態の多様化に伴う短時間勤務及び断続的な勤務、そのほか職業訓練やボランティア活動などによる非定型的な一時保育、2つ目は、保護者の病気や出産、看護、介護、冠婚葬祭など、社会的にやむを得ない理由による緊急的な一時保育、3つ目は、保護者の育児等に伴う心理的・身体的負担を解消するための私的理由による一時保育の3種類があります。

最近の傾向といたしましては、保護者のリフレッシュのための私的理由による利用が多くなっています。このことは核家族化や地域とのつながりの希薄化などにより、地域で子育てをしている専業主婦の方は子育でについて孤立感や不安感、負担感が増大していることが背景にあると考えております。このことから、子育でによる育児ストレスなどの軽減を図るなど、一時保育サービスの充実強化が求められております。

以上です。

委員長(斉藤 昇君) 国忠委員。

委員(国忠崇史君) 今いろいろと一時保育を必要とする理由ですね、リフレッシュ目的から、 それから保護者の社会的に必要不可欠な用事による緊急的な一時保育と、それから勤務形態の 多様化によるものというふうに出ていましたけれども、この3つの要因ですね、これについて 割合を出したものというのはあるんでしょうか、お伺いします。

委員長(斉藤 昇君) 滝上主査。

こども・子育て応援室主査(滝上聡典君) 一時保育の事由別の利用状況についてお答えいたします。平成21年度の実績で、1,918名の一時保育の利用がございました。その中の内訳といたしましては、アルバイトなどによる一時的な仕事によるものが930名で全体の48.5%を占めてございます。次に、リフレッシュや育児疲れなどの解消など私的なものが652名で34%、冠婚葬祭や病気等によるものが336名で17.5%となっております。

以上です。

委員長(斉藤 昇君) 国忠委員。

委員(国忠崇史君) ありがとうございました。

非常に今、親と、特にお母さんと小さな子供と家にいても、子育てをどうやったらいいかわ

からないと、親と子だけのカプセルの中にいるようで、どうも孤立感がするという人も多くて、 積極的に一時保育の需要にこたえていかなければならないと思います。

そういった一時保育を利用した去年の例でいうと、1,900人余りの方ですね。この預けた方の意識というか、預けた感想というのがあれば伺いたいんですが、お願いします。

委員長(斉藤 昇君) 大西参事。

こども・子育て応援室参事(大西紀代美君) お答えいたします。

一時保育の利用者の意識や感想についてでありますが、まず子供の急な病気で受診するときに、ほかの兄弟を見てもらったときは非常に助かった。また、2人目を出産で入院するときや出産後に上の子供と十分に遊ぶことができないときに、安心して利用することができたなど、特に転勤されてきた方で親戚や知り合いのいない家庭は、安心して預けることのできる施設として好評を得ております。また、1週間に1~2日継続して利用している方は、その日に集中して自分の用事を済ませたり、気分転換を図ることができたなどの声が聞かれ、一時的に子供と離れてリフレッシュすることができれば、その後の子供とのかかわりに余裕を持って接することができたとの声も聞かれています。

以上です。

委員長(斉藤 昇君) 国忠委員。

委員(国忠崇史君) 私の手元にある大阪の資料ですけれども、一時保育を利用して子供がどう変化したかというのをお母さんに聞いています。やはり一時保育を利用して、精神的に成長したというふうに答えている親が5割以上と、そして子供の言葉が豊かになったと答えている方が37%、それから意欲や積極性が出てきたと答えている方が27%と、これは複数回答不可でやっていますから、ほとんどの方が積極的に評価しているんですね。やはり私が思うには、一時保育を利用して保護者も変われば保育士も意識が変わってくると思うんです。保育士というのは、ふだんはフルタイムで働いている親とつき合っているんですが、やはり一時保育を扱うと、専業主婦層が基本的に多いもんですから対応も変わってくると、そういったところを保育士だとか各保育園の所長なんかはどういうふうに言っているのか、話が出ていればお願いします。

委員長(斉藤 昇君) 大西参事。

こども・子育て応援室参事(大西紀代美君) お答えいたします。

一時保育は、地域で子育でについて悩みや育児ストレスを抱えている専業主婦層が対象となりますことから、特に保護者に対する子育で支援が重要であると認識しております。ほかの市町村では、通常の集団保育で一時保育を対応する場合が多いのですが、本市の場合は、一時保育事業が重要であるという位置づけによりまして、また利用される人数も多いことから、専用の一時保育室を確保しまして、専任の保育士を配置して対応しております。一時保育は、当日の人数や年齢、子供の発達などさまざまであることから、事前に登録をしていただき、子供の発達や食事や排せつなどの生活習慣について詳しく聞き取りをした上で、一人一人の子供が安心して過ごせる場所を提供しております。また、一時保育は、保護者の子育でによる育児スト

レスなどの軽減を図るという精神的支援の機能もありますので、保護者の抱えている悩みや不 安を把握するために早期に保護者と信頼関係を築くように配慮しながら対応をしております。

さらに、保護者にとりましても、自分の子供以外の子供を知ることにより、自分の子育てを振り返る機会にもなりますし、また子供にとっても親以外の保育者とのかかわりを持つことができ、ほかの子供同士のつながりを持つことにより集団生活になれるという効果もあります。今後におきましても、地域における子育て家庭への支援がますます求められていることから、新保育所では希望に対してすべて対応できるように、一時保育の定員を20名に増員しまして、一時保育サービスの充実強化を図ります。

以上です。

委員長(斉藤 昇君) 国忠委員。

委員(国忠崇史君) 新保育園で一時保育が20人に増えるということで、ますますこの分野で頑張っていってほしいというふうに思います。一時保育は、よく究極の子育て支援というふうに保育の世界では言われます。やはり一時保育を利用するような方ほど、子育てについては支援を求めていると、全国の例で言うと、それまで孤立して子育てしていて、子供が泣くと段ボール箱に入れていたと、やっぱりそういう人が保育園とかかわりを持つことで、そんな段ボール箱に入れるような子育てはしなくていいんだよというふうに保育士のほうから言われて、相談もして、そしてそれまで孤立して育てていたいろいろ悩み、苦しみを全部保育園で吐き出していくというふうに、全国的にもそういうような例が報告されています。ぜひ子育ての拠点としての新保育園の2階を活用していってほしいと思います。

最後、一番最後になりましたが、2月24日に市長と朝日の子育て家庭のお母さんたちとのふれあいトークの中で、朝日地区でも一時保育の需要があるというふうに話が出たと聞いていますが、この朝日での一時保育というのは実施するのかどうか、それから朝日での一時保育の定員と、それから今出ました実施方法について、一時保育児のみ分離して保育するのか、それとも通常の園児のクラスに融合させていくのかという、そういう点についてお伺いいたします。

委員長(斉藤 昇君) 渡辺住民福祉課主幹。

住民福祉課主幹(渡辺恵子君) 委員のおっしゃるように、住民の方からの要望もございまして、 あさひ保育園においても新年度から各クラス1~2名程度の5名以内で検討し、クラスへの融 合型として対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

委員長(斉藤 昇君) 国忠委員。

委員(国忠崇史君) クラスに融合させて一時保育を行うというのは、こぶたの家保育園もそうなんですが、剣淵の保育園なんかもクラスへ融合型で一時保育を行っていますので、ぜひ研究された上で一時保育に取り組んでいただきたいと思います。

長くなりましたが、これで私の総括質問を終わります。

委員長(斉藤 昇君) 神田壽昭委員。

委員(神田壽昭君) それでは、通告に従いまして総括質問をさせていただきます。

皆さん大変お疲れでしょうし、きょうはなるだけ終わるように簡潔に質問させていただきた いと思いますので、委員長、よろしくお取り計らいお願い申し上げます。

それで、さきの一般質問でも質問させていただきましたが、特に農業の農村といいますか、 農村の環境とか、それから農業の持つ多面的な機能、そして景観の維持とか、今後若い担い手 や新規就農者を迎えるという中では、極めて重要な課題というふうにとらえております。

そこで、今、市もいろいろな支援策を講じているわけでありますが、そんな視点から、まず 行政の取り組み、環境保全やそれから担い手に対する支援策について、何点か最初にお伺いし たいと思います。

それで、特に農村の環境保全という面では、今回新しいこの予算の中で33万円程度で不法投棄に対する予算措置がされております。農村は結構そういう不法投棄のある場所になるわけでありますが、その辺、今回の予算の中で、主にどういう投棄物があって、そしてそれが特定できないものなのかということについて、まず最初にお伺いしたいと思います。

委員長(斉藤 昇君) 千葉環境生活課主幹。

環境生活課主幹(千葉靖紀君) お答えいたします。

不法投棄物につきましてですが、市有地等で回収されました原因者の特定できない家電製品、それから古タイヤ等の不法投棄物につきまして、適正に処理しようとするものであります。23年度におきましては、7月のテレビ放送の地デジ完全移行を考慮しまして、不法投棄物対策処理事業費として33万4,000円を計上したところでございます。

以上でございます。

委員長(斉藤 昇君) 神田委員。

委員(神田壽昭君) 不法投棄はなかなかなくならないというのが私も実感として付近を見ると わかるんでありますが、市としては、この不法投棄をなるだけなくするような対策として、ど のような対策を講じているのか、さらにこの不法投棄が特定できたという場合に、やっぱりそ の一つは罰則等も実はあるんでないかと思うんですが、2点についてまとめてお願いします。

委員長(斉藤 昇君) 千葉主幹。

環境生活課主幹(千葉靖紀君) お答えいたします。

不法投棄防止対策につきましては、これまでも不法投棄防止看板の設置、広報紙、それからホームページ、防災無線による啓発、さらには毎年開催しておりますごみ減量化懇談会の中でも啓発を行っているところでございます。また、市内の全域のパトロールの実施のほか、市民からの情報提供により、特に原因者の特定につきましては、地元の警察署と連携協力の中で対応しており、昨年におきましては生活系家庭ごみの不法投棄につきましても検挙された事案がございます。また、広域的な取り組みとしましては、上川振興局を中心とする上川地域廃棄物不法処理対策戦略会議がありまして、強化月間を設定し、陸上のパトロールはもとより、ヘリコプターによる空からの監視や、特に廃棄物処理業者に対しての立入調査により指導等を実施

しているところでございます。

それから、2点目の罰則でございますが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律におきまして、第16条に投棄禁止が規定されており、罰則の内容としましては5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金となっており、法人の場合につきましては1億円以下の罰金という一段と厳しい罰則になっております。

以上であります。

委員長(斉藤 昇君) 神田委員。

委員(神田壽昭君) そういう罰則が設けられているわけでありますが、全国でもやっぱりこういう問題はどこの自治体も問題を抱えているようでありますし、ある自治体では独自に不法投棄生条例をつくっている自治体もあるようでありますが、これはその自治体はどういう思いでつくったのかというのはわからないわけでありますが、ポイ捨て禁止条例は士別に以前つくられましたが、そのこともこのポイ捨ても不法投棄に入っていくのかなというふうに思うんですが、独自にこの条例を不法投棄防止条例をつくっているところもありますが、士別のこのポイ捨て禁止条例等を含めて、士別の条例で十分それが対応できるのか、あるいは国の罰則をもう全部そこに当てはめるんだという、その辺の考え方についてお伺いしたいと思います。

委員長(斉藤 昇君) 大崎環境生活課長。

環境生活課長(大崎良夫君) 不法投棄につきましては、例えば道路への空き缶のポイ捨て、山林へのごみ捨て、さらには産業廃棄物の投棄、さまざまなケースがございます。これら廃棄物が指定場所以外に放置された廃棄物はすべて不法投棄となり、先ほど廃棄物処理法の中で罰則が規定されているところであります。また、ポイ捨てにつきましては、空き缶、空き瓶、ペットボトルなどの軽微な、なおかつ少量の廃棄物の不法投棄を意味するものでありまして、委員お話しのとおり、ポイ捨てにつきましても不法投棄の中で解釈される犯罪というふうに位置づけをされております。

さらに、委員お話しのありました不法投棄禁止条例、これは道内にこの不法投棄禁止条例という言葉を使った自治体はございませんけれども、多くは環境美化条例ですとかポイ捨て条例の自治体が使っている名称が多いわけでありますけれども、本州方面では、群馬県桐生市ですとか千葉県八千代市では、不法投棄禁止条例というのを設けております。この内容につきましては、行政、市民、事業者の責務によって清潔で良好な生活環境を確保することを目的とした条例が制定された自治体が多いところでありますけれども、本市におきましても、廃棄物の適正処理及び資源化、再利用の促進に関する条例、さらには議員お話しのあったポイ捨て条例を制定しておりまして、基本的には他市のポイ捨て条例等と同等の内容というふうに認識をいたしているところであります。

委員長(斉藤 昇君) 神田委員。

委員(神田壽昭君) 特に士別では、特別、不法投棄禁止条例をつくるという必要はないという ふうに、私もそのほうがいいなというふうに思っておりますが、今現在、士別のこのポイ捨て 禁止条例の中では、何点か罰則というふうに表現していいのかわかりませんが、例えば特定できた場合、名前を公表するとかという、そんなようなものがあったんではないかというふうに記憶しておりますが、実際にそういうようなことがなされた経過があるのかどうかについてお伺いしたいと思います。

委員長(斉藤 昇君) 大崎課長。

環境生活課長(大崎良夫君) 現在の市のポイ捨て条例の中には、そういった原因者が特定した場合については、指導、勧告、最後には氏名の公表という形での罰則規定が設けられているところであります。ここ現在、過去も含めまして、そのポイ捨ての原因者に対しての指導、勧告、公表の事例については現在ございませんということで、お答えしたいと思います。

委員長(斉藤 昇君) 神田委員。

委員(神田壽昭君) それでは、不法投棄については、ぜひこれから農村環境もまちの環境も含めて皆さんで協力をし合いながら、きれいなまちをずっとつくりに私もみんなで力を合わせなければならないと思っております。

そこで、もう一点は、これは21年の決算審査に小池議員が質問されたかと思うんですが、PCBの関係であります。これは、大分以前にPCBの混入した食用油を摂取して障害が生まれたということで、極めて毒性の強いものが士別市にも今回340万円ぐらいの予算で処理をするということになったわけであります。PCBのこれは主に、私の記憶ではトランスとかいろいるなそういうものがあるのかなと思いますが、このPCB処理は、士別のどこから出て、どういうものなのかというところからまずお伺いしたいと思いますし、あわせて今現在もう相当の過去の話ですので、どこに今日まで保管されていたのか、その辺もあわせてお願いします。

委員長(斉藤 昇君) 千葉主幹。

環境生活課主幹(千葉靖紀君) お答えいたします。

市の公共施設の解体、それから改修により排出されましたPCB廃棄物につきまして、平成23年度において処理を実施するものでありまして、現在、学田の技能訓練会館に約7平方メートルの保管庫を併設し、管理しております。PCB廃棄物につきましては、平成13年に公布されましたPCB廃棄物の処理の推進に関する特別措置法により、保管、処分及び保管状況等の届け出が規定されており、保管につきましては、施設の施錠、保管場所の表示、密閉容器の使用、転倒防止、点検状況の報告等を義務づけられており、当該保管庫におきましても、これらを遵守した管理に務めているところであります。

現在の保管量につきましてですが、高圧コンデンサーが5台、安定器が668台で、これらの最終処分につきましては、政府全額出資で設立されました日本環境安全事業株式会社が担当し、道内には平成19年、室蘭市に処理施設が設置されたところであります。処分スケジュールにつきましては、道のPCB廃棄物処理計画により6年間の年次計画がつくられ、当市分の処分予定としましては平成23年度中の処理と計画され、コンデンサー5台について新年度処理委託を行おうとするものであります。なお、残る安定器の処理につきましては、処理施設の拡張、増

設が必要となりますことから、平成26年度ごろの予定とされております。

以上であります。

委員長(斉藤 昇君) 神田委員。

委員(神田壽昭君) これできれいに士別のこのPCB処理もきちっとなされて終わるのかなと いうふうに思っておりますし、これはこの事業といいますか処理は、今年というか、今後もそ の自治体によっては、全道から出るものが一気に処理されるということではなくて、計画的に 処理されるということでよろしいですか。

委員長(斉藤 昇君) 大崎課長。

環境生活課長(大崎良夫君) 今回のPCB処理を室蘭で行うということなんですけれども、全国で室蘭と同様な施設が5つ事業所がございます。それで、北海道室蘭の担当区域につきましては、北海道、東北、北関東、甲信越、北陸の1道15県から出る高圧コンデンサーなどのPCBを処理するような施設ということでお伺いをしております。

それで、先ほど道の廃棄物基本計画の中でも平成23年については、上川総合振興局管内の市町村が該当ということで、本年度士別市につきましても、室蘭のほうに搬入をする予定となっております。

以上です。

委員長(斉藤 昇君) 神田委員。

委員(神田壽昭君) それでは、不法投棄からPCBについては、以上で質問を終わらせていた だきたいと思います。

そこで、次に、農林水産費で集落振興にかかわって何点かお伺いしたいと思います。

最初に、農業振興費の中で今回も特に担い手やあるいは新規就農者に対して、市は先ほど申し上げましたようにいろいろな支援対策をしているんでありますが、その中で私は士別市の取り組んでいる士別市農村塾の運営についてお伺いしたいと思うんです。これは、もう始めて3年間ぐらい経過していると思うんですが、私は、基本的に取り組んでいるのは人づくり、土づくり、そして収量アップという、この大きな目標を掲げながら、これからの担い手や新規就農者をしっかりサポートしようという、そういう考え方だというふうに思っておりますが、その3年間の主な学習内容と、それから主な成果についてお聞かせを願いたいと思います。

委員長(斉藤 昇君) 武田農業振興課主幹。

農業振興課主幹(武田泰和君) お答えいたします。

まず、士別農村塾の運営についてということで、この事業につきましては平成20年度から実施をいたしております。それでまず農村塾については、現場での実践的な技術改善を行うということで、これにつきましては、実際の農家の圃場での実証圃を設置いたしまして、そこの中での技術改善、収量なり農産物の品質のアップということを目的に実施してきております。それで、これらの実証圃につきましては、その作物については秋まき小麦、大豆、てん菜、この3作物の実証圃を市内の3カ所に設置をいたしまして、毎年9つの圃場で実施をしてきている

ところでございます。その中の実証圃のねらいといたしましては、地力の維持と施肥効果を目的といたしまして堆肥を導入いたしまして、更には連作あるいは過作になっている中での土壌の病害虫の被害防止、軽減に取り組むということを比較試験を行っております。

次に、成果といたしましては、主なものといたしまして、特にてん菜につきましては、肥料における窒素並びにカリの低減を行いながら比較試験を行っております。その中においては、実際にカリ等につきましても半分に、窒素、カリ半分に低減をいたしまして、その中で収穫において例えば糖分でありますとか根汁の重量、そういったものが実際収量においても影響もなく、かえって収量が上がるというようなことも実証をいたされておりますので、こういったことが実際農家の作付の中でも肥料代等が高騰する中で、コストの低減あるいは環境負荷への低減といったことにもしっかりとした効果として押さえているところであります。

また、小麦につきましても、特にこの地域、春先の融雪等におきましても、特に春先育成期での追肥等における初期の作物の改善を図るということでも、出来秋においての士別中の収量増も図られるということが一応効果ということで、この3年目を迎える中でしっかりそういった成果を押さえながら、さらにはそういったもとに地域の農業者のほうにもそういったものを報告会を行いながら、成果ということで押さえているところであります。

以上です。

委員長(斉藤 昇君) 神田委員。

委員(神田壽昭君) ぜひこれは今まさに農業は収量を上げなければ基本的にはそのことが大事な仕事だというふうに思っておりますし、ぜひ若い担い手がこの塾に参加されて、いい成果が出るような、そういうふうになればなと思っておりますし、あわせて士別市は、以前に農村塾ができる前は、最初の士別市農民大学もありましたし、それからその後の変化はするけれども、農民大学というようなものがあって、きちっとその農業の本当の基礎的な収量アップだけでなくて、この農業の経営という、そういう視点からも相当行政は応援してきたというふうに私はそんなふうに記憶があるわけでありますが、その辺の今後の本当に極めて高度なこの経営技術が求められる経営学的な、そういう技術が求められる中で、私はこのことも極めて大事な特に行政の仕事でないのかなというふうに思っておりますが、その辺について行政だけでなくて、いろいろな」Aもあるだろうし、いろいろな農業団体があるわけでありますが、特にそういうところについて市内ではこんなふうにいろいろやっているんですよというような例がありましたら、ぜひこの機会に示していただければと思います。

委員長(斉藤 昇君) 武田主幹。

農業振興課主幹(武田泰和君) お答えいたします。

農業者の農業経営管理という中でも、これは委員お話しのとおり、大変重要な部分ということで認識をいたしております。それで、特に経営講座と勉強会等の開催につきましては、担い 手育成総合支援協議会、さらには普及センター、農協等などが連携しながら、各種の経営に関する学習会や講座などを開催しているところでありまして、その中で例えばとんでん倶楽部と いう中で、これは若手農業者の研修ということで普及センター中心にしながら、経営の部分に つきましても経営簿記。そういった部分を含めて技術はもちろんのこと、そういったことも行 われているところであります。

さらには、平成19年から特に推進プロジェクトを立ち上げる中で家族経営協定、これについてもやはり経営の中での、それぞれの家族の役割なんかを含めて研修会さらには学習会を重ねる中で、家族経営協定の締結を含め農業経営の改善が図られる取り組みということで押さえてあります。

さらには、特に農業簿記ということでは青色を含めて、こちらについても今週も農協さんが中心となっておりますけれども、そういった学習会も行われる予定になっておりますので、新規の就農者ばかりでなく、あらゆる機会にそういった研修会、講習会につきましても、地域の農業者のほうに御案内する中で積極的に参加をしていただけるように取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

委員長(斉藤 昇君) 神田委員。

委員(神田壽昭君) ぜひそういうところに大きな力添えをお願いしたいというふうに思っております。

そこで、農業はもう一つ、農業と食育体験学習活動支援、これは私も特にどんなことかなと思って何回も、特にこれは特徴的なのは士別まるかじり農業フェアというようなものが特にこの中では特徴的なものでないかと思うんですが、これも相当もう何年も経過してワンパターンになってきているんでないかなというふうに、そんなふうに言う方もおられますし、特に体験、子供たちの農業体験も含めて、あれは学校で圃場を持ったりしている学校もありますし、そういう学校もその機会に発表をする機会もあるわけでありますが、そのことはこれから地域の担っていく子供たちの将来の担い手のためにも極めて有効だと思っているんです。

そこで、これもそうなんですし、それからもう一つは、農業者とそれから非農業者、要するにまちのお母さんたちも農村のお母さんたちも一緒になって農業のいろいろな体験をしましょうということで、農産物加工体験交流工房というものがつくられました。これは、私は、その具体的にそこの中身は聞くあるいは調べる機会がなかったわけでありますが、当初目的のようにうまく機能しておられるのか、それともう一つ、時間がありませんが、まとめてお聞きしますが、今回改めてこの米粉の製粉機が導入されることになりました、690万円でしょうか。これもどういうねらいといいましょうか、そして、その製粉機はどんなふうに、どこに設置されて、どんなふうに利用していくのかということについて、3点についてまとめてお答えを願いたいと思います。

委員長(斉藤 昇君) 金農業振興課長。

農業振興課長(金 章君) まず、質問の1点目のまるかじりフェアの関係についてでありま す。 まるかじりフェアにつきましては、平成15年度から多くの市民の皆様に士別の農業を理解していただこう、知っていただこうということで、見て、食べて、そして体験してをモットーに、生産者団体などが構成する実行委員会形式で行ってきました。このイベントの開催に当たりましては、多くの市民に参加をいただこうということで、毎年内容の見直しを図ってきております。特に平成22年度につきましては、図書館と合同で食育にかかわる本の読み聞かせなども行ってきているところでありますが、また、先ほど小学生の農業体験活動の部分について委員のほうからお話がありましたけれども、22年度につきましては、士別東高校の農業体験学習についても初めて発表していただいたというような中で、そういった形の中で開催の内容について工夫してきているところでありますけれども、しかしながら、委員のお話にもありました会場のスペースだとか、それから開催時期だとか、そういったことである程度限られた内容に限定されてしまうというような形で、若干そういうマンネリ化的な部分も否めないところがございます。そういうことで、このまるかじりフェアに参加いただいております構成する団体等、今後の協議の中でそのあり方を含めて再度検討していきたいというふうに考えております。

次に、農畜産物加工体験交流工房の活動についてでございますけれども、この農畜産物体験交流工房でございますが、士別市につきましては、農畜産物の付加価値を高め、農業の振興と市民の食育や地産地消の推進を図っていくということで、この施設を整備したわけでありまして、このためこの交流工房につきましては、指定管理者を運営協議会に委託しながら進めてきているわけでありまして、この運営協議会につきましては多くの農業者が参加をし、そして運営しているところでございます。この協議会では、市民を対象といたしましてパンやアイスクリーム、ソーセージづくりなどの加工教室を開催しております。ちなみに平成21年度につきましては、11回開催いたしまして99名が参加いただいているところであります。平成22年度につきましては、現在までで9回で48名ということで、そういった部分でいけば運営協議会が指導しながら市民に食育あるいは地産地消の推進を図っていただこうということで、こういった企画をするだけではなく、また産業フェアやまるかじりフェア、それから食とまちのフォーラムにも参加いただきながら、この運営協議会が参加いただきながら、加工品をその中で試食用として提供していただいて、消費者との交流を図っているところであります。

次に、米粉の製粉機の導入についてでありますけれども、国内での自給可能な米をパンやめん用などの原料に米粉を利用促進するということで、そして自給率の向上に寄与していこうということで国は進めているわけであります。本市におきましても、今後、稲作経営の安定を図る上でも米粉の利活用を推進していきたいということで、今回整備することを計画いたしました。これまで米粉の部分にかかわりましては、地元の製パン業者や菓子業組合と連携して、パンやケーキなどを作成し、そして先ほどのイベントでありますけれども、士別まるかじりフェアや産業フェアで広く市民にPRをしてきているところであります。

そこで、利用方法でありますが、衛生管理面や加工技術等のノウハウがございます士別市農 畜産物加工株式会社にこれを整備して、士別産米の米粉をここで加工していただきながら販売 をしていただこうというふうに考えております。当面は、学校給食で米粉用のパン等で利活用 をしていこうというふうに計画をしているところでございます。

以上でございます。

委員長(斉藤 昇君) 神田委員。

委員(神田壽昭君) そうすると、個人的に例えば地域で米粉をつくりたいとかという場合には、 無理だということになるんでしょうか。

委員長(斉藤 昇君) 金課長。

農業振興課長(金 章君) 先ほどの部分で、農畜産物加工株式会社ということでお願いして おりますので、そこに原料を持っていっていただけば、その中でそれぞれ農業者が生産された 米を原料として、米粉の製粉をしてまいりたいというふうに考えております。

委員長(斉藤 昇君) 神田委員。

委員(神田壽昭君) わかりました。

それでは、次の質問に移りたいと思います。次は、中山間地域等直接支払交付金事業についてお伺いしたいと思います。

これは、国の助成が相当多い、そして地域は自由に、農村が自由に使える交付金として極めて重要、評価されている事業であります。ここで特にこの事業については、まずは連合基金という士別市全体で事業を取り組む基金と、それから地域で取り組む基金があるわけでありますが、このまずは連合基金の中で、特にどんな取り組みが大きいウエートを占めているのか、そして当然予算の多い、暗渠排水事業についても相当申し込みがあるかと思うんですが、その辺の予算の特に大きな予算の行き先と、それから今後の暗渠排水に対する要望とか希望面積は、相当まだ需要があるのかどうかお聞きしたいと思います。

委員長(斉藤 昇君) 井出農業振興課主幹。

農業振興課主幹(井出俊博君) お答えをいたします。

中山間制度につきまして、士別市集落の連合基金の取り組み内容ですけれども、士別市集落においては、農地全体を守る、また農業全体の底上げとなるような土づくりを視点に置いた制度活用ということで取り組んできております。事業の内容といたしましては、大きく2つありまして、小規模土地改良事業とそれから生産性持続促進事業という事業がございます。小規模土地改良事業の中には、暗渠排水ですとか無材暗渠の排水、それから明渠排水、それから土層改良などの事業がございます。また、生産性持続促進事業の中には肥料の施用、それから休閑緑肥の導入、それから特殊肥料の施用、それから無人へり散布事業及びエゾシカ対策事業というような、このような事業がそれぞれとり行われております。

今言われたウエートの高い事業につきましては、大きくはやはり暗渠排水事業が中では一番 大きなウエートを占めております。また、堆肥施用のほうにつきましても、非常に需要が多く なっておりまして、非常に高い評価をいただいているところでございます。

以上です。

委員長(斉藤 昇君) 神田委員。

委員(神田壽昭君) そういうふうにまだ依然として暗渠排水については、一定の需要があるなというふうに思っているんでありますが、特に最近よく言われるのは、農村の農作物に対する農薬散布にかかわっては、飛散防止のためには小型へりによる農薬の空中散布というのが極めて有効というふうにいわれておりますし、今年22年度に空散に対して一定の助成があったわけでありますね。これは本当に極めて評価が高く言われて、皆さん評価高いんであります。しかし、もう少しというか、結構散布料高いもんですから、相当その辺の市やそれから地域の協議会の皆さんの努力はよくわかっているわけでありますが、23年度については、もう少し補助率の助成率のアップをお願いしたいという声もあるわけでありますが、先日、協議会が開かれたようでありますが、その辺の考え方やあるいは決定した方向が示されておるんであれば、この機会にお伺いしたいと思います。22年の補助率と、そして23年はどうなるかということです。

委員長(斉藤 昇君) 井出主幹。

農業振興課主幹(井出俊博君) お答えをいたします。

今御質問の空散の関係でございますけれども、22年度につきましてはモデル事業というような形で実施をさせていただきました。総体的な予算枠の中で実施をさせていただきましたので、補助率、助成率については2割ということで当初計画をして22年度は実施してきております。事業の中身、実施状況ですけれども、304件で延べ4,900ヘクタールの事業が実施ということで、評価的には高い評価をいただいているところでございます。

23年度でございますが、委員言われますように、非常に高い評価をいただいている部分の空散、ぜひ次年度もというような意見がございますので、この部分については継続して実施をしていきたいというふうに考えております。この部分については、安全・安心を含めて高齢者の方々の作業の軽減ですとか、労働力の軽減ですとか、そういったような観点も強くありますので実施をしていきたいというふうに考えております。割合についてなんですが、助成割合は、平成22年度は2割でしたけれども、23年度は5割に上げて実施をしていきたいというふうに考えております。5割に上げますので、その財源ということが求められますので、その分につきましては、その他活性化事業で行われておりますその他の事業で助成率の一部見直しをさせていただきまして、財源を確保して補てんをしていきたいということで、この部分につきましては、集落代表者会議の中で確認をさせていただいているところでございます。

以上です。

委員長(斉藤 昇君) 神田委員。

委員(神田壽昭君) ぜひ今後、より安心・安全な農産物をつくるためにも、ぜひこのことにつ いては継続してお願いしたいと思います。

次に、農集落振興費については最後ですが、てん菜のことであります。てん菜の作付に関して、今年は来年度は市は相当てん菜の今、工場を士別に有するというところから、そしてまた、いろいろてん菜については労働力のかかる作物として、更に今年度の天候不順によって収量は

下がったということで、大きく作付意欲が低下したというふうに聞いております。しかし、それに対して道も補助、市も一定の助成をするということでありますが、その結果、士別は今年、新年度に向けてはてん菜の面積がどの程度伸びる予想なのか、更に特に最近は経費をコストダウンするためには、移植から直播にという、そういう流れもありますので、とにかく面積が幾ら確保できたのか、あるいはそれと直播の面積が何割ぐらい占めているのかわかればと思います。

以上です。

委員長(斉藤 昇君) 武田主幹。

農業振興課主幹(武田泰和君) お答えいたします。

23年度のてん菜の作付面積につきましては、現在、振興会、更には農協、日甜等々も連携をいたしまして、現在まで事業を行うということもしっかり周知を行いながら取り組みをしてきているところでございます。それで、現在の取りまとめの面積の状況につきましては、現在575ヘクタールということで、それが163戸の農家ということで聞き取りをいたしております。そして、更には直播そして移植の割合につきましては、直播の面積はこの575ヘクタールのうち185ヘクタールと、残りが移植ということで390ヘクタール、割合でいきますと直播につきましては約32%ということで、現在取り組み面積についてはこのようなことで、それで昨年22年度の実績と比較しましても、現在のところでいきますと昨年が557ヘクタールということでありましたので、現時点でもプラス18ヘクタールということになっております。

以上です。

委員長(斉藤 昇君) 神田委員。

委員(神田壽昭君) 昨年より直播、移植も含めて面積が増えたということを非常に喜ばしいことでありますし、市や道の助成の応援の結果がこういうふうになったなと思って、非常に喜ばしいことだと思っています。収量が直播の場合、多少収量が下がるわけでありますが、ひとつ今後とも工場を有する士別としてしっかり支援が、そしてまた農業者もしっかりこたえていかなきゃならんなと、そんな意識を私自身も強く持っております。

以上で、農業に関しては集落振興費について以上で終わらせていただきます。

次の質問に入らせていただきたいと思いますが、次に、観光費というふうに表現させてもらったんでありますが、これが観光になるのか、あるいは農業にかかわってくるのか両方にかかわるなと思っているんですが、ハクチョウの飛来に対してなんです。市役所の正面に入ってくると、掲示されているように鳥インフルエンザに対してのポスターがありますが、近くには、特に多寄というふうに限定するわけではないんですが、今、ハクチョウは春に向けてはもう全市的に水田に飛来してくる状況だと思うんです。その状況に対して、私たちはどうしようもない状況なんですが、養鶏農家にとってみれば、多少危機感をやっぱり持っているんですね。ですから、これはどんなふうに市はハクチョウを観光として、観光のときも、観光の上でもハクチョウは大事だというときも過去にはあったわけでありますが、今、今日、ハクチョウはその

観光というよりは、ちょっとなじまないんではないかなというものもあって、養鶏農家のそういう一つの不安もある中で、観光とそういう農業とのかかわりの中で、市はどういう今後位置づけをしようとしているのか、観光の面からとそれから農業の面から、その辺ひとつお考えを示していただければと思います。

委員長(斉藤 昇君) 石川経済部次長。

経済部次長(石川 敏君) 私から、観光という面でお答えしたいと思います。

委員おっしゃったとおり、春秋に大変大勢というか、多量のハクチョウを含めた野鳥が古川、河川の切りかえた池ですとか、田んぼですとか、相当数集まってきているわけであります。それで、平成16年、17年あたりから鳥インフルエンザというのは東南アジアあるいはヨーロッパまで広がるというような勢いがありまして、大変住民の方も心配されてきておりますし、とりわけやっぱり鳥を飼っている農家の方たちには、いつ、どこで病原菌、ウイルスが伝染するかわからないということがございますので、私どものところでは、もう白鳥の宿といって観光としてPRしているところがございますけれども、そういった危険性がある中では、観光としてPRしたり人をそこに多く集まってくるということについては、細心の注意を払う、あるいは慎重を期すということで、抜本的な対策はなかなか難しいんではないかなというふうにして考えているところであります。

委員長(斉藤 昇君) 佐々木畜産林務課長。

畜産林務課長(佐々木 勲君) それでは、私のほうから、養鶏農家及び野鳥対策にかかわって 御答弁させていただきます。

高病原性鳥インフルエンザの関係でございますけれども、強毒性のものというものが鳥などの家畜、家禽を高い確率で死亡させるということで言われてございます。近年、世界的な多発でもって、特にカモなどによる野鳥でもってウイルスを伝播したということで言われてございます。そこで、カモにつきましては、高い確率で病原性の低いウイルスを持ち、それが家禽と接触している間に変異して病原性の高いウイルスが出現するというふうにされております。それで、そのウイルスが人へ感染するということで、公衆衛生上も重要な課題となってございます。

先ほど申し上げましたとおり、平成16年に多発し大きな問題となってございまして、昨年10月に稚内市でカモのふんで発生が確認されました。その後、平成22年11月には、島根県でも家禽で発生するということで、全国各地で今発生しておりまして、3月8日現在、家禽では宮崎県ほか8県、22農場、176万羽が処分されているという状況でございます。

韓国でも昨年口蹄疫に加えまして高病原性鳥インフルエンザが発生し、541万羽が殺処分されているということでもございます。特に採卵系の農家では、規模が大きいところでは近隣の養鶏農家にも及びますので、甚大な被害を与えますので、感染防止に万全を図る必要があるというふうに考えております。もしも発生した場合はということですけれども、飼養している鶏につきましてはすべて殺処分ということと、あと半径10キロ以内の区域については移動制限と

いうことになってございます。それと半径30キロ以内の区域は搬出の制限区域ということで、 それぞれ対策は講じられることとなっております。

一方、士別市の家禽対策ということですけれども、2月1日現在では、1羽から最大600羽まで10戸、1,182羽の飼養されている方がいらっしゃいます。感染の原因というのは野鳥の接触もありまして、野鳥からネズミなどの動物を媒介して鶏舎内にウイルスが侵入するということで言われておりますので、特に農業者の方もしくは出入りをする方が靴底の消毒には最も大切な指導をしなければいけないというふうになってございます。この点は、昨年8月からは上川家畜保健衛生所のほうで100羽以上の飼養農家の抗体検査を市内1戸で実施し、すべて陰性にはなってございます。さらに、昨年10月の稚内の発生確認後は、上川家畜保健衛生所の緊急衛生指導ということで、その市内100羽以上の飼養者、現在3戸いらっしゃいますけれども、2回わたりまして立入調査を実施し、鶏舎に野鳥が侵入しないかどうか、防鳥ネットがちゃんとなっているかどうかをチェックしながら指導に当たっております。現在、異常なしということで確認をしているところでございますけれども、今後とも飼養者に対しましては、人、車両の侵入防止とか防鳥ネット、穴、すき間などを防ぐ、それとか野鳥動物を入れない、石灰散布をする等々のことに今後進めてまいりたいと思っています。

また、もう一つの野鳥対策でありますけれども、先ほど言いましたとおり、稚内のカモのふんから1月に入りまして浜中のオオハクチョウが出てございます。全国的に野鳥での発生が今現在だんだん拡大しております。このため、本年1月28日に入りましてから、白鳥の宿周辺に近づかないように感染防止の立て看板を設置し、注意を呼びかけてございます。その後、北海道においても警戒本部ができまして、士別市の広報でも一般市民に鳥類への感染防止について注意喚起をしてございます。また、ポスター等も関係部署、関係機関に配布してございます。今現在、レベル1、2、3という項目があります。レベル1というのが全く発生ないこと、国外で発生すればレベル2、国内で発生すればレベル3ということで、それがそれぞれ実施してございます。それで、現在、感染した野鳥が確認とれれば、野鳥を早期回収するということで上川総合振興局からも指導を受けております。

現在、一般の方が直接触らないようにということで、地域住民の方にも通報し対応してまいりたいと思います。現在これから融雪期を迎えますので、北上するハクチョウが今後立ち寄ることもありますので、鳥インフルエンザの発生が落ち着くまでは野鳥のふんを踏むこともありますので、当分、近づかないよう手前に注意看板を設置したり、消毒のための石灰を散布するなど、遠くから見ていただくようなことにしてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

委員長(斉藤 昇君) 神田委員。

委員(神田壽昭君) ぜひ対策をよろしくお願いしたいと思います。

それでは、最後に、市立病院についてに入る前、もう一点ですが、地域要望事項についての 質問でありますが、ハクチョウもそうなんでしょうが、いろいろな地域からは地域要望事項が 出されております。これは、出張所地域としては出張所を通じて地域のいろいろな課題問題を出して、それを自治会を通じて市のほうに申し入れをして、市はそれをどう取り組むかということで協議をしてもらうわけでありますが、先日も質問もしたんですが、最近の異常気象による農作物の被害を未然に防ぐための排水対策、特に大雨、昨年のような集中豪雨に対する取り組みについて地域からはいろいろな、こういうふうにしてくれれば、ここに排水を掘ったりもっと幅を広げてもらえれば、こんなに被害はなかったんだよねという、そういうのが地域要望事項として出されてくるわけでありますが、これについて23年度はしっかり取り組むというふうに言われておりますし、23年度はこの地域要望事項、特に農業被害を防ぐための事業といいましょうか、工事といいますか、その辺がどの程度予想されているのか。

そして、また、もう一点、よくこの問題が議論されるときには、農地は市の農地とそれから 土地改良区がかかわっている農地が隣接しているんですね。ここで議論になってくるのは、こ の農地は排水は土地改良区も関係ありますよとか、いろいろなその辺の絡みがあってなかなか 話が進まないというのも実はあるわけであります。その辺の今年のどの程度工事をするのか、 そして市と土地改良区との話がきちっともっとできればうまくいっているんではないかなと思 うんですが、その辺について市は土地改良区との協議をなされておられるのか、そしてまた問 題点はどこにあるのか、この機会にこの際お伺いしたいと思います。

委員長(斉藤 昇君) 加藤土木管理課主幹。

土木管理課主幹(加藤雅洋君) お答えします。

異常気象に対する排水工事についての取り組みですが、昨年の豪雨により緊急性の高い被災 箇所を災害復旧工事として温根別、多寄、川西地区で、普通河川の護岸工事を6カ所実施して おります。そのほか河川、道路側溝などの土砂揚げを行いまして、災害の拡大防止及び復旧に 努めてきております。

今後の排水対策の取り組みとしては、ゲリラ豪雨など局地的大雨により排水路から雨水があ ふれ、住宅や農作業などへの被害もありますことから、道路側溝や普通河川の土砂揚げなどを 行い、流下能力の確保に努めるとともに、きめ細かな交付金事業で購入予定の水中ポンプ設備 において緊急時での速やかな対応が図れるよう進めておりますし、地域の実情について要望関 係者のお話を聞き、各関係機関とも協議してまいりたいと考えております。

23年度の要望事項の予算についてでありますが、4つの事業で対応しております。地域環境整備事業費4地区で生活環境・側溝・排水路の部分的な破損修理補修工事といたしまして500万円、道路側溝環境整備費3地区で素掘り側溝の排水トラフ敷設工事として600万円、普通河川整備費4カ所で河川護岸工事として360万円、そのほか市道簡易舗装事業費として7地区で地域の砂利道路の簡易舗装工事として4,100万円計上しております。また、先ほど申し上げました排水対策ということで22年度補正予算、きめ細かな交付金事業の中で河川整備事業費、普通河川の床さらいなどの河道整備工事として1,000万円、防災ポンプ設備事業費として内水対策、住宅や農地の浸水に対する排水ポンプ、発動発電機の購入・設置工事として1,280万円で

あります。

以上です。

委員長(斉藤 昇君) 半沢課長。

土木管理課長(半沢 勝君) それでは、私のほうから、土地改良区の協議についてどうなのか ということで御質問ありましたので、お答えいたします。

農村地区におきましては、市が管理いたします道路側溝と土地改良区が管理します排水路が 兼用として利用されていることが多くありまして、豪雨時などの排水対策については、施設の 管理者として側溝の整備、補強、河川の整備、用水路などお互いの施設の改修工事を順次進め ているところでありますが、兼用としてなっています側溝等々で改修計画というが現時点では 改良区さんとは協議進められておりませんけれども、本年、土地改良区さんにおきましては、 近年での豪雨災害の未然防止に向けて天塩川土地改良区災害防止対策規程を策定し、本市を含めました近隣市町村と連携した農村地域の防災体制について協議していきたいとのお話も聞い ておりますので、お互いの情報の共有を初め、地域の実情を把握する中で連携した取り組みが 図られるよう協議してまいりたいと考えております。

以上です。

委員長(斉藤 昇君) 神田委員。

委員(神田壽昭君) ひとつどうぞ土地改良区とよろしく協議をして、地域要望事項に対応して いただければと思います。

それでは、最後の質問に入りますが、市立病院についてであります。

病院の改革プランには、公立病院としての最大の使命である公共性を満たすために、当然収益性も上げなければならないわけでありますが、多額の税金の投入ということは非常に難しくなっていくんではないかなというそういう視点から、何とか今一部、地方公営企業法の一部適用から全部適用のほうに全適のほうに移行をして、少しでも利益が、利益というか、一般会計からの繰り入れは減らすようなそういう手法として全適を検討しているということであります。ですから、検討しているということについて、その前提で何点かについてお伺いしたいと思います。

それで、一部というのは士別市の一部というのは、多分財政、会計の部分だと思うんですが、 一部適用と全部適用について、その辺の大きな違いという部分からひとつ教えてください。違 いですね。

委員長(斉藤 昇君) 水留市立病院事務局参事。

市立病院事務局参事(水留 正君) まず、初めに、地方公共団体が経営する企業に当たっては、地方公営企業法の第2条第1項の規定に基づき、水道事業、電気事業、鉄道事業など7事業については地方公営企業法を適用することとなっていますが、同法の第2条第2項において地方公営企業法第3条から第6条まで、第17条から第35条まで、第40条から第41条まで並びに附則第2条第2項及び第3項までの財務規定等については、地方公営企業が経営する病院に適用す

ることとなっており、これが一部適用といいます。

そこで、全部適用の大きな違いでございますが、大きなもので申し上げますと、組織の関係では事業管理者を置くことになり、企業を運営してまいります。また、事業管理者は、条例、規則に反しない限りにおいて、企業管理規程を制定することができます。補助職員は事業管理者が任命することになりますし、給与については給与の種類及び基準に条例で定めますが、給与の額や支給方法にあっては条例の基準に従い、事業管理者が決定することとなります。以上です。

委員長(斉藤 昇君) 神田委員。

委員(神田壽昭君) それで、全部適用した場合、今の病院の体系というのは、これはどこに、病院長に責任というか、病院長か市長かどっちがその責任があるというか、その辺はわからないという部分もあるんですが、お互い責任を持っていると思うんですが、全部適用した場合に、この病院の責任者というのはだれになっていくのか、そしてその責任は事業管理者というふうになるかと思うんですが、その方はどんな権限がそこに付与されているのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

委員長(斉藤 昇君) 水留参事。

市立病院事務局参事(水留 正君) 事業管理者は、地方公営企業法第8条第1項に基づき業務 執行権や代表権を有する者でありますので、基本的に病院経営の責任者は管理者にあるものと 考えております。

(「管理者はだれ」の声あり)

市立病院事務局参事(水留 正君) 事業管理者にあるものと考えております。事業管理者は、ただいま申し上げたとおり、業務執行権、代表権を有する権限を持たされております。また事業関係においては、主なものとして、病院内部組織の設置、管理等を補助する職員の任命、給与や勤務条件などの取り扱いについても、予算の原案及び予算説明書の作成、決算の調整及び予算の管理、購入、処分、契約の締結など会計事務や料金徴収などがあります。以上です。

委員長(斉藤 昇君) 神田委員。

委員(神田壽昭君) それで、今現在やっぱり士別市長が人事権とかいろいろありますね。ところが、全適にした場合には、その事業管理者はだれになるのか、例えば市長なのか、具体的に考えられるのはだれになるのかということと、権限については今いいです。

委員長(斉藤 昇君) 吉田事務局長。

市立病院事務局長(吉田博行君) お答えいたします。

事業管理者がだれになるのかということでございますけれども、事業管理者につきましては、 例えばその企業の経営に関して指揮権を有する者、こういった方が事業管理者になるというこ とになっております。そして、その管理者につきましては、市長が任命するということになり ますので、だれになるのかといいますと、例えば院長もなることができますし、一般の方も指 揮権を有していれば事業管理者としてなることができる、こういったことでございます。

委員長(斉藤 昇君) 神田委員。

委員(神田壽昭君) よくわかりました。

ということは、事業管理者と病院長というのは同じですよね。ということになる。同じかど うか、病院長と事業管理者は、同じですね。

委員長(斉藤 昇君) 水留参事。

市立病院事務局参事(水留 正君) 病院長と事業管理者が院長と同じかということでございますけれども、任命すれば同じにもなりますけれども、他の方という方もなれることもあります。 委員長(斉藤 昇君) 神田委員。

委員(神田壽昭君) 市長が事業管理者を任命するということになるかと思うんですが、そんな ふうに理解をしました。

ただ、私が心配するのは、事業管理者になれば、その管理者が医師であれば、相当ウエートが病院経営のほうにとられていって、病院の例えば医師の仕事が相当影響するんでないかなというふうに考えるもんですから、先ほど言ったように、事業管理者と病院長は同一なのかということはそういうことで聞いたわけでありますが、そこで当然全適を採用するということは、当然一般会計からの予算の繰り入れを減らす、そしてなるだけ利益を上げていくということになれば、通常はなかなかもうからない部分はやめようかというようなことも当然通常であれば考えられるんでありますが、公立病院の使命として、市内に個人病院、特に士別の場合は個人病院が多くあるわけでありませんし、採算、不採算部門もやっぱり公立病院はやっていかなければならんということ、そういう大きな使命があるわけでありますが、私は、全適を検討するという中で、そういう一つの医師の管理者の仕事がそちらのほうにいってしまうことと、それともう一つは、不採算部門はこの際縮小しようやとかということになることが心配されるんであります。これについては、どんなふうにお考えでしょうか。

委員長(斉藤 昇君) 吉田事務局長。

市立病院事務局長(吉田博行君) 不採算部門の関係との絡みでございますけれども、地方公営 企業法、先ほど言ったとおり、一部適用であっても全部適用であっても同じところが同じよう に、例えば経営の基本原則については同じであります。つまり常に企業の経済性を発揮すると ともに公共の福祉を推進するように運営しなければならない、これは今言ったとおり一部適用 でも全部適用でもこの条文はともに発揮しなければならないということが条件になっておりま す。

そういったことで、委員のお話のようになるかということでございますけれども、やはり採算性の問題とか、そういったことは常々考えていかなければならないことではありますけれども、士別の市立病院につきましては、この地方の基幹病院であります。そういった中で、さきの一般質問でも斉藤 昇議員にもお答えしたところでございますけれども、不採算部門であっても市民要望等々を勘案していった場合に、例えば救急とかそういったものについては運営をし

ていかなければならない、そういうことになっていこうかと思っております。そうした中で繰入金についても、不採算部門であっても経営をしていく、そういったことになれば繰入金を投入してでもその部門を抱えていく、そういった考え方になっていくと思います。

それと、あと繰入金につきましても、一部適用であっても全部適用であっても、基本的には 同じ考えでの対応となっております。

委員長(斉藤 昇君) 神田委員。

委員(神田壽昭君) 全適でも一部でも、市の繰入金については考え方は変わらないんだという ことで、まずこの辺についてはそういうことで、また、そうでなければ大変経営も難しくなっ てくる部分もあるのかなと思っていますが、一方、全適になった場合に、議会との今までの関 係はどういうふうになりますか、議会との関係は、病院会計と議会。

委員長(斉藤 昇君) 水留参事。

市立病院事務局参事(水留 正君) 全部適用になっても、病院との関係は基本的には変わりはないと思います。しかしながら、企業の責任者、最高責任者ということに管理者がなりますので、一定程度の責任を負うことにはなってくると思います。

以上です。

委員長(斉藤 昇君) 神田委員。

委員(神田壽昭君) そういうふうに議会もこれは大きくしっかりかかわっていかなければ、ともにこの課題を、問題を共有し合うという意味では、そういうふうにならなきゃならないかなと思って、確認のためであります。

そこで、私は、今議会でもこれからも大きくこの課題としてあるのは、病院の課題として医師の不足や収益の不足あるいは入院病床の休止、それから活用されていない病院の施設の有効利用等については、相当大きなこれから時間をかけながら協議をしていくということになるんでありますが、全適を議論するということをこういう課題をきちっと取り組んで、一つ一つの課題に取り組んで全適の議論というのは、やっぱりそういう問題を解決するための一歩前進するための方法になっていくんであろうというふうに思いますが、20年からこの全適は協議をされているということであります、今日まで。ですから、それがなかなか全適の結果、あるいは中間報告も示されない状況でありますが、この機会に本当に、今、病院長さんもかわられるという方向になっておりますし、その辺が全適がこの病院の安定的に少しでも前進するための一歩前進になっていくのか、いくようになるのかどうか、その辺のお考えを示していただければと思います。

委員長(斉藤 昇君) 吉田事務局長。

市立病院事務局長(吉田博行君) お答えいたします。

私どもの病院の経営状況が悪い最大の要因というのが、やはり医師不足、そして看護師不足、こういった中で経営は極めて厳しい状況に今置かれていると考えております。そういった中で、 医師の確保とか看護師の確保につきましては、改革プランでもいろいろと対策を立てる中で、 そういった医師確保などの対策にも取り組んでいるところでございます。

そこで、全適になってそういった経営の改善がなっていくかということでございますけれど も、例えば医師の確保対策一つとりましても、一部適用だからあるいは全部適用だから医師が 多く確保できると、そういったことではなかなかなっていかないものと私どもは考えておりま す。そのために、今までやっているような対策、大学医局とのかかわりとか、あるいはインタ ーネットを活用しての医師の募集対策とか、いろいろな知り合いの方々への声がけ、こういっ たことについては引き続き継続していく中で医師確保を図ってまいりたい。そういった中で全 適を導入することによって、例えば職員の意識の改革ということが一般的なこととしまして、 やはり全部適用になることによっての経営意識の改革、そういったこと、職員そのものが経営 意識が少し変わっていく、そういったことも一般的な事例としては言われております。今回、 4月から院長がかわっていくわけでございますけれども、この新しい院長につきましても、さ きの一般質問でも院長の考え方も御答弁申し上げさせていただいておりますけれども、やはり 職員一丸となって、今の病院の経営が極めて悪いということは、そういったことに対しては職 員一丸となって対策を図って経営健全化を図っていく、こういったことを院長みずから申し上 げております。そうした中で、職員に単位の小さな中で改革、新たな改革プランの説明とか病 院の現状あるいは院長の考え方を説明していく、そういったことで経営の立て直しを図ってま いりたい、このように考えているところでございます。

委員長(斉藤 昇君) 神田委員。

委員(神田壽昭君) 皆さんの意欲とか考え方についてはわかりました。

全適は、病院の健全化とか、そしてまた、今病院の改革プランが出ておりますが、この実現をするための一つの手段であって、目的では、全適は目的ではないというふうに私は思っております。これはよくわかるんですが、資料は古いんですが、平成16年全国の市立病院347のうち、全適を採用している自治体病院は44というふうになっておりました。その割合は12.6%です。ですから、まだまだ16年ですから古いんですが、そういう状況であるんです。ですから、私もこの病院の全適については、本当にこれは可能なのかどうなのかということをいろいろな角度から議論しなければならないと思うんですが、結局は市民の感情からすれば、公立病院に市立病院にこれ以上の税金の投入は相当無理でないかなというふうに言う市民も非常に多いわけでありますし、一つの企業として全職員がリスクを共有しながら経営意識を高め、病院を健全化に持っていくという意味では、プラスに作用するんでないかなというふうに、全適を議論するということは、そういう点ではプラスになっていくんではないかというふうに思うんですが、ひとつ全適を検討するという今の状況の中で、検討結果を期待をしているわけでありますが、この辺について市長の考え方をいただいて、私の質問を終わりたいと思います。よろしくお願いします。

委員長(斉藤 昇君) 牧野市長。

市長(牧野勇司君) ただいま神田委員から地方公営企業法の全部適用の部分について御質問が

ございました。これは、既に改革プランの中でも全部適用について検討をしていくということで、そういう経営形態の見直しという点も含めて示させていただいています。今回の改革プランの変更の中でもこの問題については掲げさせていただいていますので、慎重にこれを議論していかなければならないだろうと考えているところであります。

それで、一部適用であろうと全部適用であろうと、どうこの病院をしっかりと戦略を持って経営していくのかというのが一番私は重要だと思うんであります。この道北の市長会の中でも全部適用しているのは留萌市それから旭川市それから稚内市であります。先ほど答弁もいたしましたとおり、全部適用であろうが一部適用であろうが、民間に譲渡するわけではございませんから、開設する市長が全責任を負うことは事実であります。そこにもちろん議会の関与があることも事実であります。

ただ、事業管理者ということになれば、先ほど答弁いたしましたとおり、これは市長が任命するということで、市立病院の管理者ということで特別職地方公務員になるということであります。なおかつ、この方は業務執行権と代表権を有すると、そうなりますと旭川市、留萌市、稚内市についていえば、この管理者はすべて院長がなっている状況であります。管理者になりますと、当然今度は議会に出てきて議会対応も含めた責任を一切負わなければならない。これはもう当然そうなるわけであります。全部適用ということになると、そういった意味では、独自の給料表を作成できる。例えばこの医師を連れてきたいとなれば、それなりの給与も支払わなければならない。今の状態ですと、必ず条例改正等々を議会で行いながら、その給与は確定しなければならないわけでありますが、しかし、こういったものも事業管理者の権限でできる。ですから、そういった意味では、迅速性の発揮ということがすごく言われているわけですね。ところが、一方では、議会も含めて行政との一体感が極めて薄くなってしまうということがあるもんですから、ですから、これはしっかりと慎重に全部適用するのか、あるいは現行の一部適用でいくのかということは慎重に議論をしてまいりたいと思います。

それと、黒字を抱えている病院であれば、事業管理者の権限というのは相当幅広く出るんでありますけれども、本市のように一般会計からも相当持ち出している現状があるわけでありますから、どのような事業をするにしても、事業管理者がもちろん市長そして議会に相談をしなければできないという状況もあるわけであって、そういう意味では、必ずしも全部適用が好ましいのかどうかという点については、これから議論をしながら進めていかなければならないと思います。

それと、吉川院長が今日まで23年間院長という立場でこの病院、地域医療を守っていただきました。山田副院長が新しい院長候補ということで今いるわけでありますが、斉藤 昇議員の一般質問にもお答えしたとおりでありまして、山田副院長はとにかく全員野球でいくと、このことを力強く言っていただいています。ややもすると、病院も例えば医局あるいは看護部、コメディカル、それぞれ含めて特に病棟の中でも縦割りになっているという、そういった現状も指摘をされているわけです。ですから、そういった意味では、新しく就任していただく予定の山

田副院長についていえば、先ほど局長から答弁いたしましたとおり、みずから病棟にも入っていって現状をしっかり訴える。そして、みんなでこの病院をしっかり守っていくんだということで汗を流したいと、こういう決意を実はしていただいているわけであります。

そういう意味からいくと、私はこの一部適用、全部適用という部分以上に、この経営意識ですね、病院をどうしていくんだという、こういう形の中で病院全体がやっぱりまとまっていただくと。今も話しているのは、病院にも今もあるんでありますけれども、経営戦略室というのがあるいは戦略会議というのはあるんですが、これもしっかりとした運営をしながら、私はできれば市の担当のそれなりの責任ある人間も入れて、そしてこの経営をやっていかなければならない。そうしなければ、今出ているこの市立病院が最優先課題でありますけれども、一般会計の負担というのも、もう既に御承知のとおり、かなり脆弱な財政状況にあるわけでありますから、地方交付税が少し減るだけでも、士別市がそういった意味では風邪を引くような状況にもあるわけであって、そういった意味で、新しい院長のもとで私たちもしっかりと対応していかなければならないと思っています。

山田副院長については、こういう言い方をしています。外部的については、とにかく対外的なことについては市長なりにお任せしながら、自分は今ある業務を今までどおりしっかりとやていきたいと、病院の内部で、こういうお話もされていますから、その辺も尊重しながら、これからともにこの病院の経営改善に向けて私も精力的にやっていきたいと、こう考えている次第であります。ちょっと長くなりましたけれども、答弁とさせていただきます。

委員長(斉藤 昇君) 神田委員。

委員(神田壽昭君) 以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

委員長(斉藤 昇君) お諮りいたします。まだ総括質問が続いておりますが、本日の委員会は これをもって終わることにいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(斉藤 昇君) 御異議なしと認めます。

よって、本日の委員会はこれをもって終わります。

なお、あすは午前10時から議場において委員会を開きますので、御参集願います。 大変御苦労さまでした。

(午後 4時55分閉議)